



奈良県障害者計画

(計画期間:令和7年度～令和11年度)

令和7年3月
奈良県

共生社会の実現に向けて

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする新たな「奈良県障害者計画」の策定にあたり、令和5年4月に施行した「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」で定める共生社会の実現の内容や施策に関する必要な事項を盛り込むなど検討を進めてきました。

検討にあたり、昨今の障害福祉を取り巻く環境について、当事者やご家族の皆様のご意見を聞かせていただきたいとの思いから、関係団体との意見交換やアンケートなどを重ねてきました。そこでいただいたご意見には、人材の不足や、養護者の高齢化、災害への備えが不十分であるなど様々な声があり、障害のある人やそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、より一層取組を推進していく必要があります。

また、共生社会の実現に向けては、障害のある人への支援はもちろん、そのご家族や、いわゆるグレーゾーンの方など生きづらさを感じている多くの方々も支援していく必要があります。その一つとして、今回の計画では「発達障害児への支援」を項目立てするとともに、施策についても充実させています。近年増加傾向にある発達障害児については、早い段階での周囲の「気づき」や適切なサポートにつなげることが大切であり、これまでも支援体制の強化のため、奈良県総合リハビリテーションセンターにおいて、発達障害を診断する小児科医師を増員するとともに、発達障害を診断できる医師の確保・育成のため専攻医を受け入れるなどしてきました。

県民の皆様におかれましては、本計画の目標である「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく豊かな人生を歩んでともに暮らすことができる地域社会の実現」に向け、障害理解の促進や、障害のある人もない人も地域でともに暮らすための環境づくりなど、障害者施策の推進に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、専門的な立場から熱心にご議論いただきました奈良県障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係団体などの皆様方に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

奈良県知事 山下 真

目次

第1部 計画の基本 1

- 1. 計画の目標 2
- 2. 施策推進の基本的な考え方 3
- 3. 計画の期間と位置づけ 5

第2部 施策体系と施策の方向等 9

- 1. 施策体系 10
- 2. 施策の方向 12
 - (i) 共生社会の実現に向けた理解の促進 16
 - 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり 16
 - (ii) 必要なときに身近な地域で相談できる体制づくり 22
 - 1. 地域における相談支援の体制づくり 22
 - 2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化 25
 - (iii) 希望する地域生活を送るための支援 30
 - 1. 自己決定・自立した生活の支援 30
 - 2. ネットワークの強化 35
 - (iv) 地域で安心してともに暮らすための環境づくり 37
 - 1. 住まいの確保 37
 - 2. バリアフリーの推進 40
 - 3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止 43
 - 4. 災害時における支援の充実 44
 - (v) いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり 47
 - 1. 保健・医療の充実 47
 - 2. 子どもへの支援の充実 53
 - (vi) 障害特性等に応じた適切な教育の推進 57
 - 1. 特別支援教育*¹¹¹の充実 57

(vii) 能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進	60
1. 雇用の促進	60
2. 就労の継続	63
3. 福祉的就労* ¹⁴⁰ への支援	65
(viii) 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり	68
1. 情報アクセシビリティ* ⁸⁰ の推進	68
2. スポーツ・文化芸術活動等の充実	72
3. 計画の推進体制等	75

第3部 数値目標等 77

1. 数値目標一覧	78
2. 障害福祉サービス等の見込量	84
3. 障害者雇用の推進に関するデータ	90
4. 人材育成に関するデータ	91

第4部 参考資料 97

1. 障害者手帳所持者数等の推移	98
2. 障害のある人やその家族等からの意見・要望	103
3. 計画策定の経過	131
4. 用語の解説	132

※計画中に*を付した用語には、用語解説があります。



第1部

計画の基本

1. 計画の目標

目標

「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく豊かな人生を歩んでともに暮らすことができる地域社会の実現」

前期計画策定後の社会状況や国の動向を背景として、本計画の目標を設定するうえで、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、尊厳の尊重と障害者の権利の実現のために、誰もが生まれながらに持つ固有の尊厳に焦点を当てる「障害の人権モデル」を基礎とし、その上で、障害とは、障害者と障害者を取り巻く社会環境の相互関係によりもたらされているという「障害の社会モデル」の考え方にに基づき、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる共生社会*¹⁸の実現を目指します。

また、「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」（令和5年4月施行）における目的を踏まえて、本計画の目標を設定します。

目的

障害のある人が、自らの選択に基づき、希望する地域生活を送ることができるよう支援体制の充実を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

※「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」（令和5年4月施行）より一部抜粋

2. 施策推進の基本的な考え方

施策推進の基本的な考え方

- I 生活全般にわたる包括的な支援
- II 生涯にわたり途切れることのない支援
- III 障害のある人の意思を尊重しともに暮らす支援

I 生活全般にわたる包括的な支援

- 人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応える重層的支援体制による地域共生社会の実現を目指します。
- そのために、県、市町村、関係機関等が連携し、障害のある人、そしてその家族等が抱える課題を包括的に把握し、支援します。
- また、住民同士が気にかけて合う関係づくりや支援者による相談支援の両輪で、一人一人のニーズに応える資源を生み出すことや、他機関・多職種連携に努めます。

II 生涯にわたり途切れることのない支援

- 障害のある人、そしてその家族等と生涯にわたりつながり続け、必要な支援が途切れることのないよう支えます。
- そのために、乳幼児期・学齢期・成年期・高齢期の各ライフステージに応じて変化する必要な支援を一人一人の障害特性や生活状況に応じて、切れ目なく提供できる体制を構築します。

Ⅲ 障害のある人の意思を尊重しともに暮らす支援

- 「障害者権利条約」が掲げている、すべての障害者があらゆる人権及び基本的自由を享有し、個人の尊厳が尊重されることを目指します。
- 障害を理由とするあらゆる差別をなくし、合理的配慮*³²のもと障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有する社会を目指します。
- 障害者に関わることを決めるときは、障害者の意見を重視し、社会的障壁の除去並びに教育、就労、文化・芸術・スポーツ、住まい、地域社会での生活などにおいて希望する生活の実現を目指します。

3. 計画の期間と位置づけ

- 計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、「障害者基本法*66」に基づく「都道府県障害者計画*113」と「障害者総合支援法*73」に基づく「都道府県障害福祉計画*114」及び「児童福祉法」に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体的に策定します。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
障害者計画	奈良県障害者計画					奈良県障害者計画					奈良県障害者計画					
障害福祉計画	第4期			第5期			第6期			第7期	第7期		(第8期)			
障害児福祉計画	/			第1期			第2期			第3期	第3期		(第4期)			

(参考) 法令抜粋

○障害者基本法*66(昭和45年法律第84号)(抄)

(障害者基本計画*65等)

第11条(略)

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画*113」という。)を策定しなければならない。

3~9(略)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(抄)

(都道府県障害福祉計画*114)

第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2~10(略)

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

(都道府県障害児福祉計画)

第33条の22 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2~9(略)

上記の法令のほか、「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」「奈良県手話言語条例」「奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例」などの関係条例も踏まえ、計画を策定・推進します。

ライフステージに着目した主な施策



〈 分野 〉

乳 幼 児 期

学 齢 期

共生社会の実現に向けた理解の促進

障害のある人もない人
・障害理解の促進 ・障害を理由とする差別の解消

必要なときに身近な地域で相談できる体制づくり

地域における相談支援
誰もが適切な支援を受けられ

希望する地域生活を送るための支援

自己決定
・自己決定を支える人材の確保・育成

ネットワークの強化
学齢期における支援機関の連携

地域で安心してともに暮らすための環境づくり

・バリアフリーの推進

県立障害福祉施設の充実
・県立障害福祉施設における障害児支援の充実 等

いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり

子どもへの支援の充実
・地域療育体制の充実 ・発達障害児への支援

障害特性等に応じた適切な教育の推進

・特別支援教育の充実
・インクルーシブ教育の充実 ・教職員の専門性の向上

能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進

誰もが気軽に社会参加できる環境づくり

・情報アクセシビリティの推進



成 年 期

高 齢 期

もともに暮らしやすい社会づくり

・虐待の防止の推進 ・権利擁護の推進 ・行政機関における配慮

の体制づくり ・多機関連携による包括的な相談支援
る相談体制の強化 ・障害特性等に応じた専門相談の充実

・自立した生活の支援

・自立した生活につなげる障害福祉サービス等の充実

支援体制の構築

・地域の支援機関のネットワーク形成

生活環境の向上

・防犯対策の推進及び消費者被害の防止 ・災害時における支援 等

住まいの確保

・地域における住まいの確保 ・施設入所を必要とする人への支援

保健・医療と福祉の充実

・保健・医療と福祉の連携強化 ・精神障害のある人への支援
・難病患者への支援 ・重症心身障害のある人や医療ケアが必要な人への支援

認知症の人への支援


・正しい知識の普及・啓発 等

就労への支援

・雇用の促進 ・就労の継続 ・福祉的就労への支援

社会参加の促進

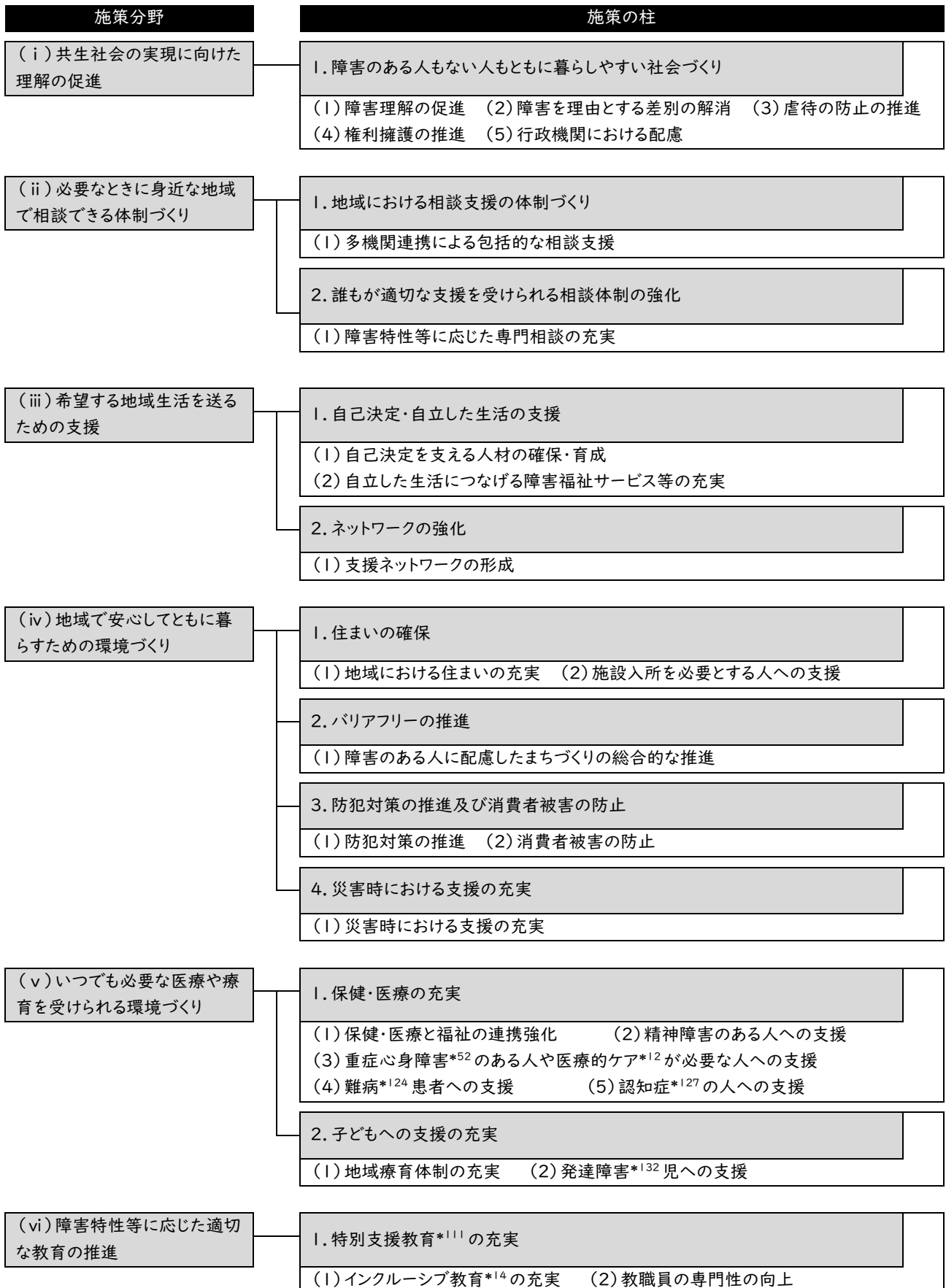
・スポーツ・文化芸術活動等の充実



第2部

施策体系と施策の方向等

Ⅰ. 施策体系



(vii) 能力を最大限に発揮し働
き続けられる就労の促進

1. 雇用の促進

(1) 職場実習*⁸²の促進 (2) 障害者雇用の促進

2. 就労の継続

(1) 総合的な就労支援

3. 福祉的就労*¹⁴⁰への支援

(1) 福祉的就労*¹⁴⁰の場の確保 (2) 優先調達の推進と工賃*²⁹の向上

(viii) 誰もが気軽に社会参加で
きる環境づくり

1. 情報アクセシビリティ*⁸⁰の推進

(1) 意思疎通支援の充実 (2) 情報保障の充実

2. スポーツ・文化芸術活動等の充実

(1) スポーツ活動の充実 (2) 文化芸術活動等の充実

2. 施策の方向

(i) 共生社会の実現に向けた理解の促進

1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり

(1) 障害理解の促進	① 県民参加型啓発運動の推進 ② 手話の普及等 ③ 心のサポーターの普及
(2) 障害を理由とする差別の解消	① 障害者差別の解消に向けた取組の推進
(3) 虐待の防止の推進	① 虐待の防止に向けた取組の推進
(4) 権利擁護の推進	① 権利擁護支援体制の構築 ② 成年後見制度*74の利用促進 ③ 入院者訪問支援員の精神科病院入院患者への訪問
(5) 行政機関における配慮	① 行政機関における合理的配慮*32の推進 ② 選挙における配慮

(ii) 必要ときに身近な地域で相談できる体制づくり

1. 地域における相談支援の体制づくり

(1) 多機関連携による包括的な相談支援	① 地域相談支援ネットワークの構築 ② 地域の相談窓口の充実 ③ 奈良県自立支援協議会*119の活動の充実 ④ 市町村自立支援協議会*44の活性化に向けた支援 ⑤ 見守り支援体制の構築
----------------------	--

2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化

(1) 障害特性等に応じた専門相談の充実	① 専門的な相談機能の充実 ② 障害のある子どもと家庭に対する専門的相談の充実
----------------------	--

(iii) 希望する地域生活を送るための支援

1. 自己決定・自立した生活の支援

(1) 自己決定を支える人材の確保・育成	① 相談支援従事者の確保・育成によるサービス等利用計画*38・障害児支援利用計画*63等の作成促進と質の向上 ② 障害福祉サービス事業所*78等の従事者の確保 ③ 障害福祉サービス事業所*78等の従事者の資質向上
(2) 自立した生活につなげる障害福祉サービス等の充実	① 基盤整備の促進及び支援内容の質の向上 ② 支給決定の適正化 ③ 社会福祉施設、障害福祉サービス事業所*78等の指導監査の充実 ④ 市町村における地域生活支援に向けた取組に対する支援 ⑤ 身体障害者補助犬*87の貸与及び啓発

2. ネットワークの強化

(1) 支援ネットワークの形成

- ① ライフステージに応じた切れ目のない支援
- ② 学齢期における支援機関の連携
- ③ 地域の支援機関のネットワークの形成

(iv) 地域で安心してともに暮らすための環境づくり

1. 住まいの確保

(1) 地域における住まいの充実

- ① グループホーム*²⁴の整備促進
- ② 公的賃貸住宅*³⁰・民間賃貸住宅*¹⁵¹における住まいの確保
- ③ 市町村における住宅入居等支援に向けた取組に対する支援

(2) 施設入所を必要とする人への支援

- ① 入所施設における生活の質の向上
- ② 県立障害福祉施設における障害児支援の充実

2. バリアフリーの推進

(1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

- ① 住みよい福祉のまちづくりの推進
- ② 総合的なバリアフリー化の推進
- ③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進
- ④ ユニバーサルツーリズム*¹⁵³の推進
- ⑤ 県の施設におけるバリアフリー化の推進

3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止

(1) 防犯対策の推進

- ① 防犯対策の推進

(2) 消費者被害の防止

- ① 消費者被害の防止

4. 災害時における支援の充実

(1) 災害時における支援の充実

- ① 要配慮者に関する取組の推進
- ② 福祉避難所*¹⁴¹の整備
- ③ 災害時のこころのケアの推進

(v) いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり

1. 保健・医療の充実

(1) 保健・医療と福祉の連携強化

- ① 障害のある人の在宅医療等の支援の充実
- ② 障害のある人の歯科医療受診環境の確保

(2) 精神障害のある人への支援

- ① 精神科救急医療体制の充実
- ② 地域移行・地域定着支援等の充実
- ③ 相談支援体制の構築
- ④ 医療費負担の軽減に向けた支援

(3) 重症心身障害*⁵²のある人や医療的ケア*¹²が必要な人への支援

- ① 身近な地域における支援体制の構築
- ② 重症心身障害*⁵²児者等支援人材の育成
- ③ 喀痰吸引等を実施できる介護職員等の養成・確保

(4) 難病* ¹²⁴ 患者への支援	① 関係機関の連携強化による支援の充実 ② 在宅サービス等の利用促進に向けた周知・啓発
(5) 認知症* ¹²⁷ の人への支援	① 正しい知識の普及・啓発 ② 介護サービス基盤の整備

2. 子どもへの支援の充実

(1) 地域療育体制の充実	① 障害のある子どもへの支援体制の充実 ② 地域の障害のある子どもに関わる機関における支援の充実 ③ 早期発見体制の整備と相談支援機能の充実
(2) 発達障害* ¹³² 児への支援	① 相談支援体制の充実 ② 家族等への支援の充実 ③ 支援ネットワークの構築

(vi) 障害特性等に応じた適切な教育の推進

1. 特別支援教育*¹¹¹ の充実

(1) インクルーシブ教育* ¹⁴ の充実	① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実 ② 切れ目ない支援体制の充実
(2) 教職員の専門性の向上	① 特別支援教育* ¹¹¹ に関する研修の充実 ② 専門家の活用

(vii) 能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進

1. 雇用の促進

(1) 職場実習* ⁸² の促進	① 職場実習* ⁸² 機会の拡大
(2) 障害者雇用の促進	① 一般企業等における雇用の場の確保 ② 農業分野における雇用の場の確保 ③ 県における雇用の場の確保

2. 就労の継続

(1) 総合的な就労支援	① 「障害者はたらく応援団なら* ⁷⁵ 」の活動推進 ② 職場定着支援の充実 ③ 障害特性に応じた職場訓練の推進
--------------	---

3. 福祉的就労*¹⁴⁰ への支援

(1) 福祉的就労* ¹⁴⁰ の場の確保	① 売れる商品づくりの推進 ② 農福連携の推進
(2) 優先調達の推進と工賃* ²⁹ の向上	① 優先調達の推進 ② 工賃* ²⁹ 向上に向けた取組

(viii) 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり

1. 情報アクセシビリティ*⁸⁰の推進

(1) 意思疎通支援の充実	① 情報アクセシビリティ* ⁸⁰ の向上及び意思疎通支援の充実 ② 意思疎通支援を担う人材の養成・確保 ③ 市町村の取組に対する支援
(2) 情報保障の充実	① 障害特性に応じた情報保障の充実 ② 県政広報の充実 ③ 読書バリアフリーの推進

2. スポーツ・文化芸術活動等の充実

(1) スポーツ活動の充実	① スポーツを通じた共生社会* ¹⁸ の実現 ② スポーツに取り組む機会の充実 ③ 障害のある人がスポーツを楽しむことができる環境づくり ④ 障害者スポーツを支える人材の育成
(2) 文化芸術活動等の充実	① 文化芸術活動等に参加する機会の充実 ② 県立文化施設における取組の充実

(i) 共生社会の実現に向けた理解の促進

【目指す方向】

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合える社会を目指します

1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり

現状と課題

- 障害のある人の自立や社会参加を進めていくためには、周囲の人々の理解が欠かせません。障害は誰にでも生じる可能性があること、障害は多種多様で同じ障害でも一律でないこと、外見では分からない障害のために理解されず苦しんでいる人がいること、周囲の配慮があれば活躍できる機会がたくさんあること等について理解を深める必要があります。
平成28年4月1日に「障害者差別解消法^{*70}」が施行され、県では同日に、全ての県民が障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的に、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を施行しました。本条例では、施行当初から、何人にも社会的障壁の除去のための合理的配慮^{*32}の提供を義務化していますが、「障害者差別解消法」においても、令和6年4月1日から、それまで努力義務であった事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。
- 県では、県民一人ひとりに障害に対する理解を深めてもらうことを目的に、まほろばあいサポート運動^{*150}を推進しています。しかしながら、「奈良県障害者計画改定に向けたアンケート(令和6年1月～3月実施)」では、障害のある人や障害に対する理解が進んでいるという意見がある一方で、理解が進んでいない等のご意見も一定数寄せられています。今後も市町村や障害者団体等と連携しながら、より多くの方にまほろばあいサポート運動に参加してもらえよう推進していく必要があります。
- 手話が言語であるという認識に基づき、全ての県民が手話への理解を深めるとともに、ろう者^{*157}の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の人がお互いを理解し、尊重し合うことができる社会の実現を図るため、平成29年3月に「奈良県手話言語条例」を制定しました。県民に対して手話が言語であることの周知及び手話の普及、手話を利用しやすい環境整備をさらに推進する必要があります。

- 選挙や最高裁判所裁判官国民審査において、誰もが円滑に投票できるよう、個々の障害特性を踏まえた投票所等の環境づくりや選挙に関する情報提供の充実に配慮する必要があります。

- 県では、まほろばあいサポート運動*¹⁵⁰と連動し、障害を理由とする差別の解消に向けて取り組んでいますが、奈良県障害者相談窓口には、今なお、障害や障害のある人への理解不足等により、障害のある人が障害を理由として不利益な取扱いを受けるなどの相談があります。障害を理由とする差別の解消を進めるためには、市町村や障害者団体、企業等と連携を図ることが重要です。その上で、「障害者差別解消法*⁷⁰」及び「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の理解促進に向けた各種の周知・啓発活動を展開するとともに、県民や企業等の幅広い理解の下、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く行うことが必要です。
また、県では、奈良県障害者相談窓口において、障害を理由とする差別に関する相談について解決に向けた助言等を行っていますが、今後も相談・支援体制の充実が必要です。

- 障害のある人に対する虐待は、その尊厳を害するものであり、障害のある人の地域生活及び社会参加にとって虐待を防止することは極めて重要です。本県では、平成19年に発覚した大橋製作所における障害者虐待事件の反省を踏まえ、被害を受けた人への支援や、虐待防止の体制の充実に取り組んでいます。引き続き、虐待の未然防止を図るとともに、関係機関と連携し、早期発見及び適切な対応に努める必要があります。

- 成年後見制度*⁹⁴の利用について、意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされている例があることや、後見人に対する助言等の支援体制の整備が不十分であることから、利用者が制度を利用するメリットを実感できていないことが課題として示唆されています。
このことから、平成29年に国の第一期成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。現在は、令和4年に策定された第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重及び身上保護の重視の観点から制度運用に向けて、市町村は成年後見に関する基本計画の策定及び中核機関の設置に取り組むこととされています。
障害のある人の自己決定を尊重し、自立した生活を支援するため、判断能力が十分でない人の財産や権利を守る仕組みである成年後見制度や日常生活自立支援事業*¹²⁶の利用促進に取り組む必要があります。

取組

【取組の方向】

様々な障害の特性等を理解し、手助けや配慮を実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会を築く運動を進めます。

(1) 障害理解の促進

① 県民参加型啓発運動の推進 [障害福祉課長]

多様な障害特性や障害のある人への配慮の方法等について、県民理解を促進するまほろばあいサポート運動*¹⁵⁰を推進します。県民や企業・団体等を対象に、障害理解を深めるための研修を幅広く実施し、様々な障害の特性や、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で障害のある人に対するちょっとした手助けを実践していく「あいサポーター*¹」を養成します。また、小・中学校の児童・生徒を対象に、障害のある人への配慮事項や手助けの方法などを学ぶ「あいサポーターキッズ学習*²」を実施します。併せて、本運動に積極的に取り組む「あいサポート企業・団体*⁴」の認定企業・団体数を増やしていきます。

「奈良県障害理解促進DVD」やその他の啓発用パンフレット等を活用しながら、広く県民や企業等に対して様々な障害特性や、必要な配慮などを周知します。

参加型・体験型の講座・イベントを開催し、より多くの県民に障害等について「知る」機会を作り、障害を理解し、手助けをできる人を増やします。

さらに、ヘルプマークやヘルプカード*¹⁴³の普及啓発により、障害のある人に対する配慮等を促し、障害のある人が支援を求めやすい環境づくりを進めます。

② 手話の普及等 [障害福祉課長]

「奈良県手話言語条例」に基づき、手話は言語であるという認識のもと、手話の普及及び県民理解の促進を図るとともに、手話を利用しやすい環境整備に向け、手話を学ぶ機会の確保や手話を用いた情報発信、手話通訳者等の確保・養成等に取り組めます。

県職員などの行政職員や、ろう者*¹⁵⁷が生活する上で関わる医療関係職員、福祉関係職員、消防職員等が聴覚障害のある人への理解を深め、適切な配慮ができるよう手話講習会を開催するとともに、内容の充実を図ります。

中途失聴者や難聴者その他の手話を必要とする人が手話を学ぶことができるよう手話講習会を開催するとともに、内容の充実を図ります。

聴覚障害のある乳幼児がその保護者又は家族と共に手話を獲得することができる環境整備に取り組めます。また、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、まほろばあいサポート運動*¹⁵⁰の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を進めます。

③ 心のサポーターの普及〔疾病対策課長〕

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*106の構築を推進するため、メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患の正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者である心のサポーターについて、身近な存在になる体制となるよう養成に取り組みます。

(2) 障害を理由とする差別の解消

① 障害者差別の解消に向けた取組の推進〔障害福祉課長〕

「障害者差別解消法*70」及び「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別（不利益な取扱い、合理的な配慮の不提供）の解消の取組を進めるとともに、まほろばあいサポート運動*150の推進により、障害理解の促進に取り組みます。

本条例に基づき、引き続き障害福祉課に障害を理由とする差別に関する相談窓口を設置し、障害のある人等からの相談に応じるとともに、事案解決に向けて必要な助言、情報提供、関係者間の調整等を行います。また、相談窓口には、様々な障害特性や背景のある人から、幅広い分野・場面に関わる相談が寄せられることから、各種研修会への参加等を通して、相談員の対応力向上に努めます。相談による解決が難しい場合は、奈良県障害者相談等調整委員会に助言又はあっせんを求めるなど、本条例に基づき適切に対応します。

さらに、「障害者差別解消法」の改正により、令和6年4月1日から、それまで努力義務であった事業者による合理的配慮*32の提供が義務化されたことを踏まえて、より多くの企業・団体および県民に障害に対する理解を深めていただけるよう、引き続き「あいサポーター研修*3」等の機会を捉えて、継続的な周知・啓発に取り組みます。

(3) 虐待の防止の推進

① 虐待の防止に向けた取組の推進〔障害福祉課長〕

障害者虐待を未然に防止し、虐待が発生した際には迅速な対応ができるよう、市町村職員及び障害福祉サービス事業所*78等職員を対象に障害者虐待防止・権利擁護研修等を開催するとともに、研修内容の充実を図ります。さらに、誰もが参加できる公開講座を設け、障害者虐待に関する基礎知識の周知や意識啓発等を行うことにより、障害者虐待の未然防止及び早期発見につなげます。

奈良県障害者権利擁護センター*116において受理した障害者虐待に関する相談・通報・届出等については、市町村障害者虐待防止センターをはじめとした関係機関と連携しながら、「社会施設等に係る通報への初動対応マニュアル」を活用し、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応状況について定期的に検証します。

障害者虐待への対応事例や対応方法等を記載した市町村職員向けの障害者虐待事例集を活用し、市町村職員の対応能力の向上を図ります。

(4) 権利擁護の推進

① 権利擁護支援体制の構築〔障害福祉課長、地域福祉課長〕

障害のある人の権利擁護事案を解決する上で法律的知識や支援を必要とする場合に迅速に対応するため、障害福祉圏域*77ごとに圏域弁護士*26を配置し、新たに配置する統括（地域）アドバイザー*108等と連携した支援体制を構築することにより、障害者虐待を防止するとともに、障害のある人の自立及び社会参加を支援し、障害のある人の権利擁護を推進します。また、奈良県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と実施する日常生活自立支援事業*126の普及・啓発や奈良県社会福祉協議会に窓口を設置する運営適正化委員会*15の周知及び活動の充実を図ります。

② 成年後見制度*94の利用促進〔障害福祉課長、地域包括支援課長〕

市町村が行う成年後見制度利用支援事業*96や成年後見制度法人後見支援事業*95（地域生活支援事業*104）について、実施にあたっての助言や情報提供等、各市町村において円滑に事業が実施できるよう、必要な支援を行います。

成年後見推進専門員*93を配置し、成年後見制度に関わる相談支援や市町村申立等の取組を行う市町村等関係機関に対して専門的な助言・支援を行います。また、各関係機関・団体等の専門家の連携促進や、市町村に対する基本計画の策定支援、中核機関設置に向けた市町村の勉強会を実施し、各地域における成年後見制度の利用促進を図ります。

また、成年後見制度を必要とする障害のある人が制度を利用できるよう、研修等において制度の周知・啓発を行います。

③ 入院者訪問支援員の精神科病院入院患者への訪問〔疾病対策課長〕

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第35条の2の規定により法定化された入院者訪問支援事業を実施し、県内精神科病院に入院中の方の希望に応じて入院者訪問支援員が訪問し、傾聴や必要な情報提供等を行い入院者の権利擁護を行います。

(5) 行政機関における配慮

① 行政機関における合理的配慮*32の推進

〔障害福祉課長、行政・人材マネジメント課長、人事課長、教育委員会事務局、警察本部〕

行政機関の職員等が、障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、合理的配慮に関する考え方や具体的な事例等を整理したガイドラインを活用し、実践するよう進めます。

また、県においては、ガイドラインに加え、職員が事務事業を行うにあたり、障害のある人に適切に対応するための事項を定めた「職員対応要領*81」も活用し、様々な障害の特性やそれぞれ

に必要な配慮を理解するための職員研修を実施する等、障害のある人に必要かつ合理的な配慮を行います。

② 選挙における配慮〔市町村振興課長〕

段差の解消や分かりやすい案内表示の設置、コミュニケーションボードの活用等、投票所の施設や設備のバリアフリー化を市町村選挙管理委員会と協力して推進します。

代理投票（代筆）制度*¹⁰¹の適正な運用を推進し、心身の状態等の理由により自ら投票用紙に記載することができない人の投票を支援します。

点字・音声・インターネットを通じた選挙等に関する情報提供の充実に努めるとともに、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会を確保するため、病院等で行う不在者投票や自宅で投票を行うことのできる郵便等投票制度*¹⁵²の周知にも取り組みます。

数値目標

項目	単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
あいサポート企業・団体* ⁴ 数	団体	91	94	97	100	103	106	109
あいサポーター* ¹ 養成人数	人	28,432	30,132	31,400	32,800	34,200	35,600	37,000
障害者虐待防止・権利擁護研修の修了者数	人	6,046	6,426	6,800	7,180	7,560	7,940	8,320
権利擁護ネットワークの中核機関設置市町村数	市町村	9	—	—	39	—	—	—

(ii) 必要なときに身近な地域で相談できる体制づくり

【目指す方向】

支援が必要な人や関係者が何でも相談できる体制を整え、生活の安心を確保します

1. 地域における相談支援の体制づくり

現状と課題

- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域での相談体制が重要です。一般的な相談支援については市町村が担っていますが、相談支援員の不足等により、個々のきめ細かな相談ができていない状況にあるため、奈良県全体での体制強化が必要です。
- 個別の支援を行う過程で明らかになった課題については、市町村自立支援協議会*44において、相談支援を中心に具体的な解決策が検討・実施され、地域で解決できない広域的・専門的課題については、奈良県自立支援協議会*119が助言・支援を行うこととしています。奈良県自立支援協議会では、障害者医療のあり方や就労支援のあり方、地域療育支援体制の検討等に取り組んでいますが、市町村自立支援協議会との連携強化による更なる活動の充実が求められています。
- 近年、障害のある人を取り巻く制度については改正が行われ、就労選択支援*59が新たなサービスとして創設される他、児童発達支援センター*50の類型の一元化など見直しが図られています。しかし、既存の制度や施策では対応しにくい制度の狭間の困りごとを抱える人がいます。これらの人を支えていくため、市町村における地域福祉計画*105を基本として、地域と連携した見守り支援等の地域福祉の取組を推進する必要があります。
- 障害福祉分野において地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関である基幹相談支援センターの設置について、「障害者総合支援法*73」の改正により、令和6年4月1日から市町村の努力義務となりました。地域の相談支援体制の構築に向け、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化が求められています。

【取組の方向】

日常の困りごとを身近な地域で相談でき、支援機関が連携して必要な支援を行える体制を整備するため、地域相談支援ネットワークの構築を目指します。

(1) 多機関連携による包括的な相談支援

① 地域相談支援ネットワークの構築 [障害福祉課長]

令和5年4月に施行した「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」の基本理念を具現化していくため、県内に新たに配置する統括(地域)アドバイザー*108が中心となり、ライフステージで途切れることなく支援が必要な人につながり必要な相談ができる体制づくりに向け、市町村に対して地域における基幹相談支援センターの設置や自立支援協議会の活性化に対する助言を行うなど、地域の実情に即した相談支援ネットワークの構築に取り組みます。

② 地域の相談窓口の充実 [障害福祉課長]

地域の相談窓口の充実に向け、相談支援事業所*98の機能強化・連携強化を支援します。

また、広報の充実により障害者相談員*74の役割や活動内容について周知を図り、支援が必要な人が身近な地域で気軽に相談できる体制の構築に取り組みます。

③ 奈良県自立支援協議会*119の活動の充実 [障害福祉課長]

地域課題のうち、広域的・専門的な対応が必要な課題については、市町村自立支援協議会*44と、奈良県自立支援協議会の専門部会やワーキングチームが連携して具体的な検討を行い、その解決に向けて市町村自立支援協議会と一緒に積極的に取り組みます。

奈良県自立支援協議会において当事者視点を確保するため、協議会の運営に支援が必要な人の意見をより反映するための仕組みづくりに取り組みます。

④ 市町村自立支援協議会*44の活性化に向けた支援 [障害福祉課長]

市町村自立支援協議会による地域課題の解決に向けた取組の活性化に向けて、地域で解決が困難な広域的・専門的な課題については、奈良県自立支援協議会*119の活用等により、解決に向けた助言・支援を行います。

⑤ 見守り支援体制の構築 [地域福祉課長]

支援を必要とする人の早期発見、早期支援につなげるため、地域での見守りや民生・児童委員の訪問支援、民間企業との連携等による情報提供、専門職のアウトリーチ**6等による、住民に身近な圏域における重層的な見守りネットワークの構築を推進します。

数値目標

項目	単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
地域の相談支援ネットワークの構築に向けた助言件数	件	479	544	609	674	739	804	869

2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化

現状と課題

- 支援が必要な人が、個々の障害特性や取り巻く環境に応じた専門的な相談・支援が受けられるよう、発達障害者支援センター*¹³³、重症心身障害児者支援センター、高次脳機能障害支援センター*²⁸、聴覚障害者支援センター*¹⁰⁷、地域生活定着支援センターの専門的な相談窓口の運営・機能の充実に取り組んでいます。障害の重度化・多様化に伴い、更なる体制の強化及び機能の充実が求められており、関係機関との連携をより一層強化し、支援の充実を図る必要があります。
- 近年社会的な関心が高まっている発達障害*¹³²については、発達障害者支援センター*¹³³に寄せられる相談が増え続けています（相談件数：③3,958件→⑤4,670件）。可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、平成31年4月に県内の全ての市町村に相談窓口が設置されましたが、相談に携わる職員の知識や経験が不足しており、人材育成に取り組む必要があります。
- また、相談窓口への相談のうち、複合的な困りごとを抱えた方からの相談が増加傾向にあるため、生涯にわたってつながり続けながら、必要な支援を途切れさせないことが求められています。
- こども家庭相談センター（児童相談所）*³⁴では、専門的な知識及び技術を必要とする様々な相談に対応していますが、児童に関する相談のうち、同センター全体の相談件数の約半分は障害に関する相談という現状にあり、市町村・学校・児童家庭支援センター*⁴⁶等の関係機関等と連携した支援を充実する必要があります。

【取組の方向】

身近な地域で障害特性に応じた相談・支援が受けられるよう、地域の関係機関に対し専門的な支援を行います。

(1) 障害特性等に応じた専門相談の充実

① 専門的な相談機能の充実〔障害福祉課長、地域福祉課長〕

【発達障害*132に関する相談】

奈良県発達障害者支援センター*133において、専門的な相談機能の充実を図り、発達障害のある人、発達障害と診断されるには至らないものの社会生活に困りごとを抱えている、いわゆるグレーゾーンと言われる状態の方やその家族が、複合的な困りごとを抱えているなど難易度が高いケースの相談に対応します。

また、市町村の相談機能の強化のため、支援に関わる職員の職種やスキルに応じた研修等を行い人材育成に取り組むとともに、地域の支援機関や事業所、医療機関との連携等、地域支援機能の強化に取り組みます。また、相談支援、発達支援及び就労支援等の専門的な支援を行うとともに、市町村の相談窓口で専門的な立場により助言・支援を行います。

さらにペアレントメンター*142の養成や発達障害者支援センターとペアレントメンターとの連携による相談体制の充実により、家族等への支援体制の強化を図ります。

【重症心身障害*52に関する相談】

重症心身障害のある人、医療的ケア*12が必要な人とその家族が、身近な地域において心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、専門相談員を配置し、広域的・専門的な相談支援や各関係機関との連携・調整等を重症心身障害児者支援センターにおいて行います。

【高次脳機能障害*27に関する相談】

奈良県高次脳機能障害支援センター*28において、高次脳機能障害のある人が、それぞれの状態やニーズに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、支援コーディネーターを配置することで専門的な相談機能の充実を図ります。

高次脳機能障害のある人ができるだけ身近な地域で必要な支援を受けられるよう、医療から福祉、就労につなげられる支援体制の構築に向け、高次脳機能障害のある人や家族の方々の交流及び学習の場を設けるとともに、関係機関に対して高次脳機能障害の理解促進を図るべく研修を実施します。

【聴覚障害に関する相談】

奈良県聴覚障害者支援センター*¹⁰⁷において、聴覚障害のある人（中途失聴・難聴者、盲ろう者を含む。）及びその家族等の多様な相談窓口として、必要な情報の提供及び助言を行います。

また、生活全般の問題解決のための相談支援、こころの相談、聞こえの悩み相談、育児相談等に対応できるよう相談機能の充実、強化に取り組みます。

【視覚障害に関する相談】

視覚障害のある人及びその家族からの視覚障害に関する各種相談に対応するための窓口を引き続き設置するとともに、相談機能の充実、強化に取り組みます。

また、中途失明者及び盲ろう者に対して、歩行、コミュニケーション、日常生活動作など、生活に必要な各種訓練等を実施するとともに、各種相談に対応し、必要な助言・指導等を行います。

【地域生活への定着に関する相談】

高齢又は障害により、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束が解かれた後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所*¹⁴⁸と協働して、身体の拘束が解かれた後、直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を奈良県地域生活定着支援センターにおいて行うことなどにより、社会復帰及び地域生活への定着を支援します。

② 障害のある子どもと家庭に対する専門的相談の充実

【こども家庭課長、障害福祉課長】

こども家庭相談センター（児童相談所）*³⁴において、障害のある子どもとその家庭に対して、児童心理司*⁴⁸及び児童福祉司*⁵¹等の専門職による助言・指導等を行うとともに、市町村や学校、その他の関係機関等と連携した支援の充実を図ります。

在宅の障害のある子どもとその家族が、身近な地域で相談ができるよう、相談支援体制の強化に取り組むとともに、障害児の通う保育所や事業所等に対し、専門的な助言を行います。

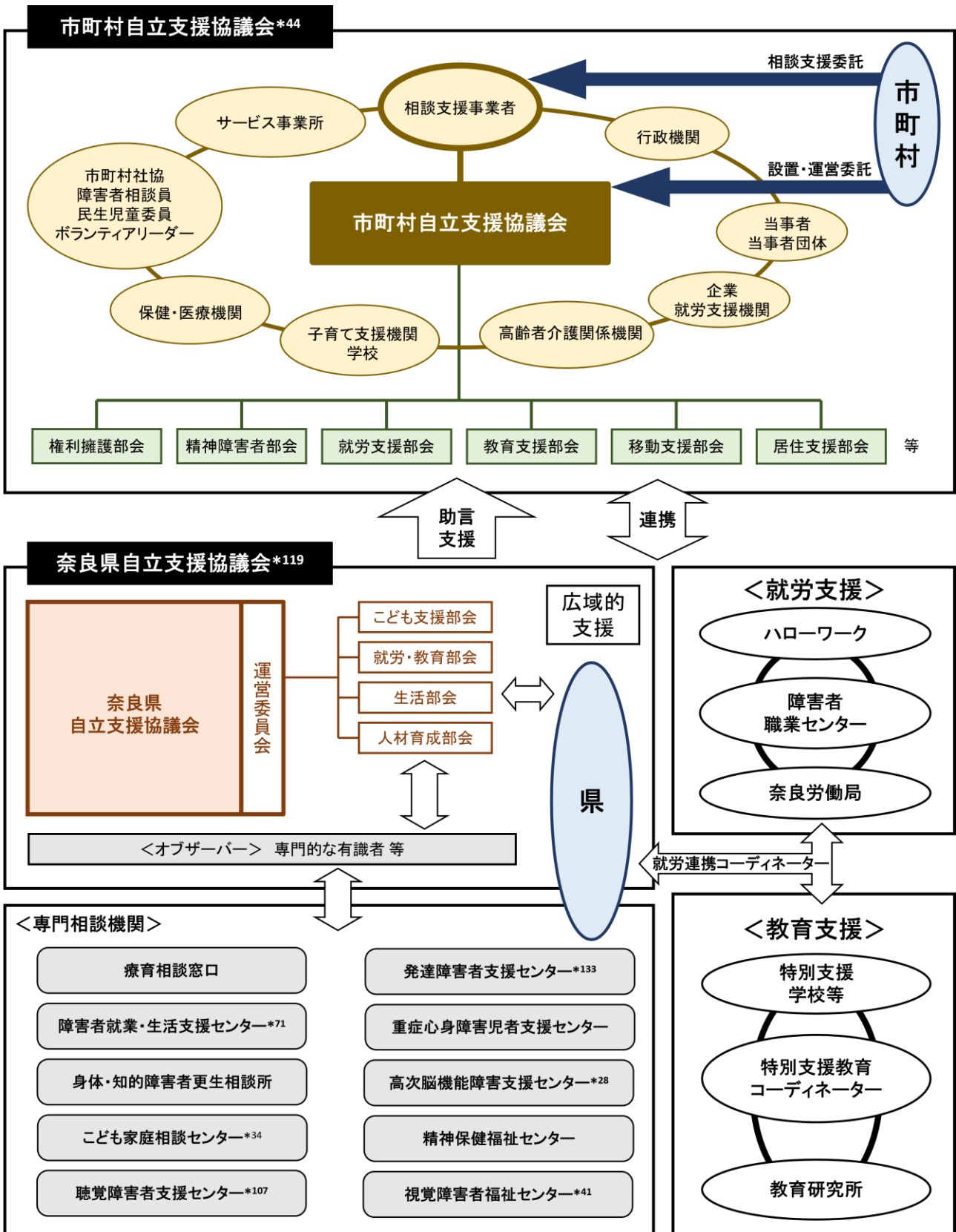
また、障害のある子どもとその家族等に対する支援の拠点となる児童発達支援センター*⁵⁰等を中心とした圏域ごとの相談支援の充実・強化に取り組みます。

数値目標

項目	単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
発達障害者支援センター* ¹³³ 及び地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	件	761	760	770	785	810	835	860
発達障害者支援センター* ¹³³ 及び地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数	件	25	25	26	27	28	29	30
発達障害者支援センター* ¹³³ への相談件数※	件	4,670	4,645	4,620	4,595	4,570	4,545	4,520
高次脳機能障害* ²⁷ 支援養成研修の受講者数	人	—	—	30	60	90	120	150

※発達障害者支援センター*¹³³の相談件数については、身近な地域で一次相談を行う体制の整備に取り組んでいるため、相談件数の減少を目標としています。

《参考》相談支援体制のイメージ



(iii) 希望する地域生活を送るための支援

【目指す方向】

障害のある人自らの意思決定による活動を実行できるよう支援します

1. 自己決定・自立した生活の支援

現状と課題

- 障害のある人が自らの意思により決定し、必要とする支援を受けられるように、個別の計画（サービス等利用計画^{*38}・障害児支援利用計画^{*63}）の作成を行う相談支援専門員^{*99}の養成に取り組むことが大切です。計画の作成率は向上してきましたが、計画の質の確保や向上が求められています。
- 障害のある人が自立した地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービス事業所^{*78}の事業拡大や新規参入の促進等に取り組んだことにより、県内の障害福祉サービス事業所等は全体として増加傾向にあります（訪問系：②1,251箇所→⑥1,312箇所、日中活動系：②492箇所→⑥596箇所）が、地域におけるサービス事業所数やサービス提供の種類の差の是正、支援の質の向上を求める声が多く寄せられています。また、令和6年度に策定した第8次奈良県保健医療計画^{*122}（計画期間：令和6年度～令和11年度）において、精神障害者の意思が尊重され住み慣れた地域で安心してその人らしい生活をするための体制整備を図るため、今後もサービス基盤の充実や福祉・介護人材の確保・育成に取り組む必要があります。
- 障害福祉サービスや補装具^{*149}について、障害特性や実情を踏まえた必要なサービス内容及び量の支給決定が求められており、法令等の規定に基づく運用を徹底するとともに、支給決定基準^{*42}に基づく支給決定の適正化を図る必要があります。
- 地域生活支援事業^{*104}は、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である反面、市町村間でサービスの内容に差異が生じています。住んでいる地域に関わらず、障害のある人が必要なサービスを受けることができるよう、市町村に助言・支援を行うことが求められています。
- 「身体障害者補助犬法^{*88}」が施行されていますが、施設等への身体障害者補助犬^{*87}の同伴を拒否される等の事例が見受けられます。身体障害者補助犬が社会に受け入れられるよう、まほろばあいサポート運動^{*150}と連携し、理解促進に努める必要があります。

- 障害者手当・年金等の充実を求める声が多く寄せられており、経済的自立を支援する観点から、今後も継続して国への要望を行うとともに、制度の周知を行う必要があります。

取組

【取組の方向】

障害のある人が、地域での日常生活に関わる様々な事柄を気軽に相談でき、適切なサービスが利用できる体制を目指します。

(1) 自己決定を支える人材の確保・育成

① 相談支援従事者の確保・育成によるサービス等利用計画^{*38}・障害児支援利用計画^{*63}等の作成促進と質の向上

〔地域包括支援課長、障害福祉課長〕

障害のある人の課題解決や適切なサービス等の利用に向け、質の高い計画が作成されるよう、相談支援専門員^{*99}の養成及び資質向上に取り組みます。

奈良県自立支援協議会^{*119}の人材育成部会等を活用し、相談支援従事者初任者研修、現任研修及び主任相談支援専門員研修において、多職種が連携して意思決定支援を行うことの重要性や様々な課題等への対応を学ぶ研修を企画・実施します。

また、個別の困難ケースに対し統括（地域）アドバイザー^{*108}が助言することにより、相談支援専門員の相談のスキルの向上を図ります。地域の課題解決に向け相談支援専門員が中心となって、多職種が連携できるネットワークを構築し、障害のある人に寄り添った相談が実施できるよう統括（地域）アドバイザーが支援します。

② 障害福祉サービス事業所^{*78}等の従事者の確保〔地域包括支援課長〕

平成28年12月から運用している奈良県福祉・介護事業所認証制度を通して、事業所の人材育成や就労環境の整備等の取組を「見える化」し、安心して働くことができる事業所を積極的に周知することで、福祉・介護業界全体のレベルアップとボトムアップを推進し、参入促進、離職防止・定着促進を図ります。また、認証事業所に勤務する福祉・介護職員を「福祉・介護のお仕事PR隊」として委嘱し、若者等に福祉・介護の仕事の魅力などをダイレクトに情報発信することで、職業としての認知度の向上やイメージアップを図り、就労に繋がる取組を推進します。

福祉人材センターにおいて、就職希望者と求人事業所双方の希望に添ったきめ細かなマッチングを行うとともに、職場体験や職場見学等の機会を設け、福祉・介護の仕事をより身近に感じてもらふ取組を進めます。

③ 障害福祉サービス事業所*78等の従事者の資質向上

[地域包括支援課長、障害福祉課長]

障害特性や取り巻く環境等に対応できる人材を育成するため、奈良県自立支援協議会*119の人材育成部会等を活用し、サービス管理責任者等研修の内容の充実を図るとともに、様々な課題に対応した専門研修を企画・実施します。

強度行動障害*21のある人が、住み慣れた地域で暮らせるよう、障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした支援者養成研修を開催する等、適切な支援ができる人材の養成に取り組みます。

障害福祉サービス事業所等が、利用者（障害のある人）の立場に立った質の高いサービスを提供することができるよう、奈良県福祉人材センター*121において、就労年数や職場内の役割に応じた知識や技術等を向上させるための研修を実施します。

障害福祉サービス従事者に必要な資質を示すため、奈良県自立支援協議会の人材育成部会を活用し、令和6年度に「奈良県障害福祉人材育成ビジョン」を作成しました。同指針に基づき研修を行うことにより従事者の質の確保を図ります。

数値目標

項目	単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
サービス等利用計画*38において 相談支援専門員*99が作成した 計画の割合	%	87.9	88.5	89	89.5	90	90.5	91
障害児支援利用計画*63におい て相談支援専門員*99が作成し た計画の割合	%	76.3	76.5	80	81	82	83	84
主任相談支援専門員研修修了 者数	人	21	29	37	45	53	61	69
サービス管理責任者等研修修了 者数	人	4,369	4,619	4,869	5,119	5,369	5,619	5,869

(2) 自立した生活につながる障害福祉サービス等の充実

① 基盤整備の促進及び支援内容の質の向上 [障害福祉課長]

障害福祉サービス等の見込量の確保に向けたサービス基盤の整備や、障害福祉サービス事業所*78等における支援内容の充実を図るため、施設・設備の整備に対する支援や事業運営に必要な情報提供等を積極的に行います。

② 支給決定の適正化 [障害福祉課長]

市町村における障害福祉サービス等の支給決定の適正化を図るため、障害支援区分*62認定に関わる認定調査員*130、市町村審査会委員*45、意見書記載医師の資質向上を図るとともに、各市町村の支給決定基準*42に基づき、サービス等利用計画*38等を踏まえた公平かつ適正な支給決定が行われるよう、必要な助言を行います。

③ 社会福祉施設、障害福祉サービス事業所*78等の指導監査の充実 [福祉医療部総務課長]

施設・事業所等に対して、社会福祉事業の適正な運営、サービスの質の確保及び各種給付の適正化がなされるよう、指導監査体制の充実を図るとともに、効果的な指導監査を行います。

④ 市町村における地域生活支援に向けた取組に対する支援 [障害福祉課長]

市町村が行う地域生活支援事業*104に関し、必要に応じて市町村に取組状況を確認したうえで、利用者のニーズに応じて必要量が供給されるよう、事業の着実な実施を促していきます。

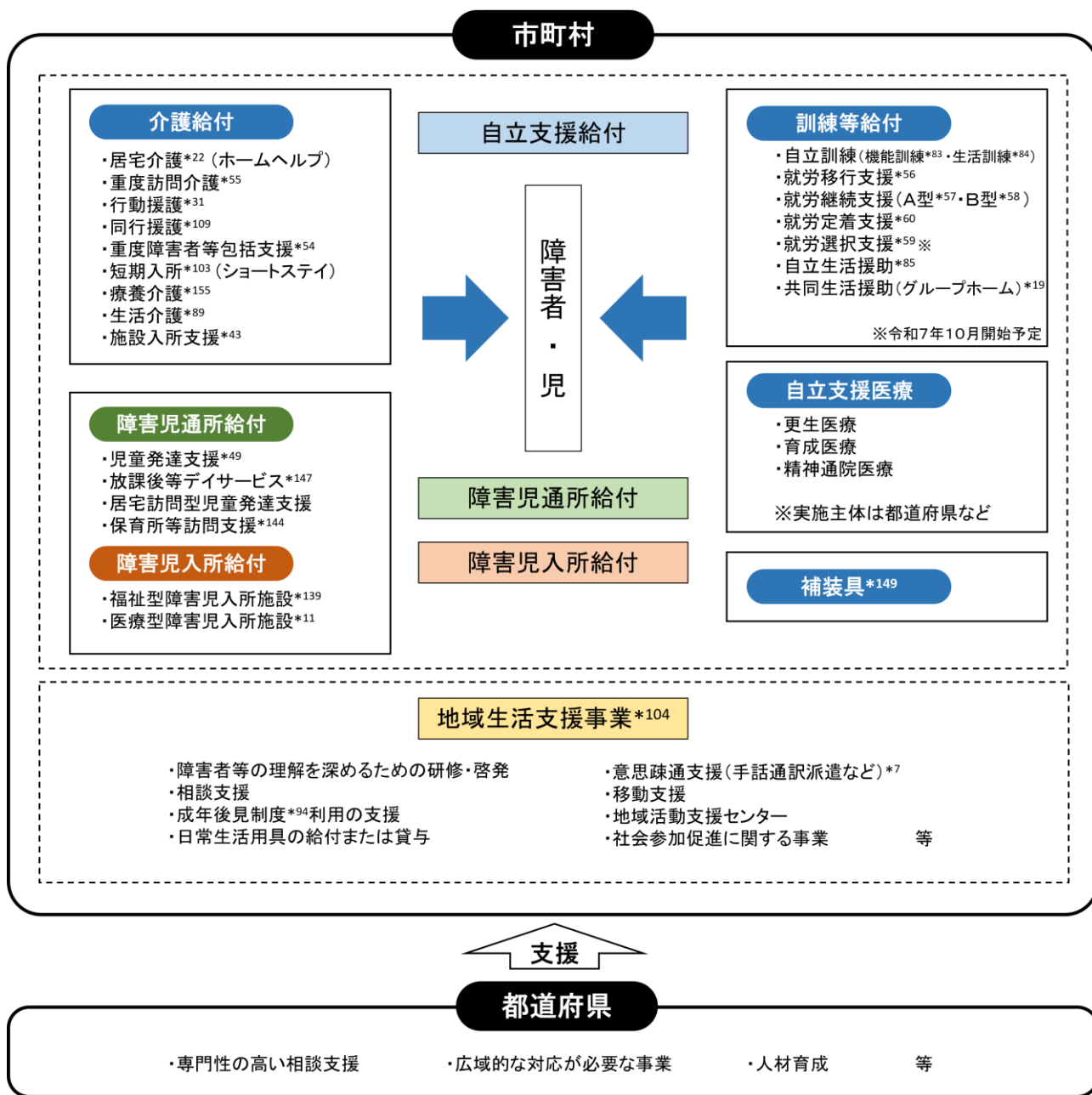
また、地域の実情に応じて、主体的に施策を展開する市町村の取組を積極的に支援していきます。

⑤ 身体障害者補助犬*87の貸与及び啓発 [障害福祉課長]

身体障害者補助犬を必要とする人に対して貸与を行うとともに、貸与に必要な補助犬を育成する事業者に対して支援を行います。

県民や施設管理者等に対して、まほろばあいサポート運動*150や広報パンフレットの配布等を通して補助犬についての理解を促すとともに、補助犬を利用する人の自立と社会参加を促進します。

《参考》「障害者総合支援法*73」及び「児童福祉法」のサービス体系



2. ネットワークの強化

現状と課題

- 令和5年4月に、障害のある人及びその家族等を支援する障害福祉の推進に関して基本理念を定めた「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」を施行しました。
- 障害のある人が地域で生活するためには、地域の関係機関が連携して支援を行うことが必要ですが、支援機関や多職種間での連携が行われていない現状があります。障害のある人それぞれの重度化や高齢化を見据えて、地域の実情に応じ、障害がある人の生活を地域全体で支える体制づくりが求められています。
- 幼児期から学齢期、成人期、高齢期とライフステージが変化する節目においては、支援機関が変わることが多い中で、支援者間の情報共有がうまく行えていないこともあることから、スムーズに移行ができるよう、丁寧な対応が必要となります。

取組

【取組の方向】

支援が必要な人が地域で安心して暮らすことができる体制を目指します。

(1) 支援ネットワークの形成

① ライフステージに応じた切れ目のない支援 [障害福祉課長]

支援が必要な人の困りごと・ニーズを把握し、それらを解決していくため、市町村や関係機関等と連携し、支援が必要な人に生涯にわたって、寄り添いつながり続けながら包括的に支援する体制の構築を図ります。

② 学齢期における支援機関の連携 [障害福祉課長]

学齢期における支援は、支援主体となる機関が多岐にわたりますが、障害のある児童に対する一貫した支援を実施するため、保護者・教育・福祉等が連携できる体制を整備します。

③ 地域の支援機関のネットワークの形成 [障害福祉課長]

障害のある人の重度化や高齢化を見据え、居住支援のための機能をもつ地域生活支援拠点（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の整備が、「障害者総合支援法*73」の改正により市町村に努力義務化されました。市町村の実情に応じ整備が進むよう、統括（地域）アドバイザー*108を配置し、具体的な方策について助言を行います。

また、市町村自立支援協議会*44を中心に地域の支援機関が連携できる体制を整えるため、情報提供等を行う勉強会を開催します。

数値目標

項目	単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
地域生活支援拠点設置市町村割合	%	43.5	43.5	70	100	100	100	100

(iv) 地域で安心してともに暮らすための環境づくり

【目指す方向】

障害のある人自らの意思決定による活動を実行できる環境をつくります

1. 住まいの確保

現状と課題

- 障害のある人の地域での生活の場であるグループホーム*²⁴の整備数は増加していますが（定員数：②1,271人→⑥2,278人）、入所施設利用者や精神科病床入院者の地域移行の受け皿としてグループホームの利用者数（利用者数：②1,083人→⑥1,758人）は今後とも増加する見通し（利用者見込数：⑪2,600人）であり、引き続き整備を促進する必要があります。
- また、加齢により障害が重くなった人の地域生活の継続や比較的重度の障害がある人等の生活の場として、平成30年度に制度化された「日中サービス支援型グループホーム」の整備を図る必要があります。
- グループホーム*²⁴のほか公的賃貸住宅*³⁰や民間賃貸住宅*¹⁵¹等も障害のある人の住まいの場として重要ですが、民間賃貸住宅の利用にあたっては、バリアフリー化された住宅が少ない、保証人が見つからない、障害のある人への理解が十分進んでいない等の課題があります。
- 重度の障害があっても地域生活ができるよう、サービス基盤の充実等により、地域移行を促進することが重要です。日中サービス支援型グループホームも創設されましたが、加齢による障害の重度化等により、地域での生活が困難なため、依然入所施設を求める声も寄せられています。入所施設を必要とする人に対しても、ニーズを踏まえた支援が行われるよう、入所施設の必要量を確保する必要があります。また、入所施設において、施設と地域の交流を進める等、入所施設における支援の質の向上を図る必要があります。
- 障害のある子どもの保護及び自立した生活に必要な知識や技能を身につけることを目的とした、知的・視覚・聴覚の障害児を対象とした県立福祉型障害児入所施設*¹³⁹として、令和2年に藤の木学園が開園しました。

【取組の方向】

グループホーム*²⁴の整備等を促進することで、住まいの場を確保し、障害のある人が地域で安心して暮らすことができる環境を整えます。

(1) 地域における住まいの充実**① グループホーム*²⁴の整備促進 [障害福祉課長]**

グループホームの必要量を確保するため、創設、バリアフリー化、スプリンクラー等の設備整備に対する支援等を行うとともに、地域住民に対して障害のある人への理解や意識啓発を促し、グループホームの整備が地域において受け入れられやすい環境づくりに取り組みます。

また、重度の障害のある人が地域において日中サービスが利用できる体制を整えるため、日中サービス支援型グループホームの整備の促進や地域偏在の解消を目指します。

さらに、障害のある人の加齢に伴う障害の重度化等、心身の状況の変化に応じたグループホームのあり方についての検討を引き続き進めます。

引き続き、必要な予算の確保を国に要望していきます。

② 公的賃貸住宅*³⁰・民間賃貸住宅*¹⁵¹における住まいの確保 [住宅課長]

障害のある人等が日常生活を営む上で、住まいのバリアフリー化は不可欠です。

公的賃貸住宅においては、老朽ストックの建替等により、バリアフリー対応住戸を供給します。また、公募の際には、福祉世帯向け等の枠を確保し、優先的な配慮を行っていることについて、周知を図ります。

民間賃貸住宅においては、国庫補助事業の活用やセーフティネット住宅*⁹⁷の登録について、民間事業者への啓発を行うとともに、障害がある等の理由により賃貸住宅への公平な入居機会が不当に制限されないよう、民間賃貸住宅を管理する団体等に対して助言等を行います。

③ 市町村における住宅入居等支援に向けた取組に対する支援

[障害福祉課長]

賃貸契約により一般住宅へ入居希望しているが、保証人がいない等の理由から入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。また、家主への相談・助言や入居後の緊急時における対応等の支援が市町村において円滑に実施できるよう、助言や情報提供等の支援を行います。

(2) 施設入所を必要とする人への支援

① 入所施設における生活の質の向上 [障害福祉課長]

障害の程度や介護者の状況等により、地域での生活が困難な方の生活の場を確保するため、施設入所支援*43利用の見込量を踏まえ、入所施設の必要量の確保に取り組みます。

施設における生活の質の向上に向け、サービス等利用計画*38に基づく適切な支援が行われるよう、相談支援事業所*98と入所施設の連携強化に取り組みます。

② 県立障害福祉施設における障害児支援の充実 [障害福祉課長]

県立福祉型障害児入所施設*139として令和2年4月より開園した藤の木学園において、障害特性に応じた多様なサービスの提供や社会的養護の重要性を強く認識し、安心して暮らすことができるセーフティネット機能の確保に取り組みます。

少人数で個々の特性に配慮し、より家庭での生活スタイルに近いユニット別の入所支援や、短期入所*103や日中一時支援による在宅児童の居場所づくり、家族のレスパイト*156（休息等）への支援、虐待等による在宅児童の一時保護委託に対応していきます。

また、県全体の障害児支援の充実を目指し、市町村単位では難しい高度な専門性が求められる支援や、広域的な事業等に取り組み、市町村並びに障害児支援事業所等への支援に取り組みます。

数値目標

項目	単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
グループホーム*24の定員数	人	1,957	2,278	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700

2. バリアフリーの推進

現状と課題

- 障害のある人の自立と社会参加を支援するとともに、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人に配慮したバリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。県では、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例*¹²⁰」に基づき不特定かつ多数の者が利用する対象施設について、整備基準に適合しているかどうかの確認を行っています。
- バリアフリー基本構想*¹³⁴は、旅客施設を中心とした地区等で市町村が作成することと規定されており、移動等円滑化のために実施すべき道路や公共交通、建築物等において、バリアフリー整備を促進することとされています。令和5年度末現在、基本構想は13市町で作成されていますが、まだ未作成の市町村において作成を促進する必要があります。
- 誰もが観光を楽しめるユニバーサルツーリズム*¹⁵³の推進が求められおり、「観光バリアフリーマップ*¹⁶」の需要は年々増加しています。バリアフリーの現状把握・課題抽出を行い、正確な情報を発信するとともに、必要な支援を組織的かつ包括的に行う仕組みを整備していく必要があります。
- 県の施設については、建設及び改修時において、移動に配慮が必要な方のための駐車場の整備や多目的トイレの整備等のバリアフリー化に取り組んでいますが、引き続き、障害のある人に配慮した施設整備を進める必要があります。

取組

【取組の方向】

障害のある人が、公共交通機関やトイレ等の利用を心配することなく外出できる環境を整えます。

(1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

① 住みよい福祉のまちづくりの推進 [地域福祉課長]

「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例*¹²⁰」に基づき、障害のある人に配慮したまちづくりを進めるとともに、障害や高齢・難病*¹²⁴等で歩行が困難な方、けが人や妊産婦で一時的に移動に配慮が必要な方が利用できる「奈良県おもいやり駐車場制度」について普及・啓発を進めます。

② 総合的なバリアフリー化の推進

[道路マネジメント課長、警察本部、施設所管課長]

幅の広い歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロックの敷設、バリアフリー対応型信号機*¹³⁵の設置、県有施設のバリアフリー化等を推進します。

市町村において、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律*³³」に基づく移動等円滑化促進方針*¹⁰及びバリアフリー基本構想*¹³⁴の作成を促進するため、専門的・技術的な支援を行います。

③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進 [リニア・地域交通課長]

鉄道駅の段差解消や障害特性に配慮した案内表示板等による情報提供の充実、ノンステップバス*¹³¹の導入等、公共交通機関のバリアフリー化を推進するため、公共交通事業者に対し支援を行います。

通院や買い物等の日常生活に必要な移動に不便や不自由を感じることなく暮らせるよう、移動ニーズに応じた交通サービスの実現に取り組みます。

④ ユニバーサルツーリズム*¹⁵³の推進 [観光戦略課長]

ユニバーサルツーリズムを推進するため、宿泊事業者をはじめとする観光関連事業者、福祉関連事業者等と連携した取組を進め、ホームページにより県内のバリアフリー情報を発信する等、全ての人々が安心して観光を楽しめる環境づくりに取り組みます。

⑤ 県の施設におけるバリアフリー化の推進 [障害福祉課長]

県の施設については、障害のある人に配慮した施設整備や運営が必要です。新たな施設の整備や既存施設の改修時にハード・ソフトの両面からのバリアフリー化を進めます。また、整備にあたっては、当事者の意見を聞くよう努めます。

数値目標

項目	単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
移動等円滑化促進方針 ^{*10} バリアフリー基本構想 ^{*134} を作成した市町村数	市町村	13	13	13	14	14	14	15
鉄道駅のバリアフリー化率(1日当たり平均乗降客数 3,000 人以上の駅及び 2,000 人以上 3,000 人未満でバリアフリー基本構想 ^{*134} の生活関連施設に位置づけられた駅の段差解消率)	%	82.8	89.1	100 [*]	—	—	—	—
ノンステップバス ^{*131} の導入率	%	76.6	—	80 [*]	—	—	—	—
バリアフリー対応型信号機 ^{*135}	箇所	396	397	402	407	412	417	422

※「奈良県公共交通基本計画」において、令和7年度末までに達成すべき目標値として定めています。

なお、令和8年度以降の目標値については、今後の国の動向等を踏まえ、設定します。

3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止

現状と課題

- 障害のある人の警察への通報や相談には困難を伴う場合があることから、情報提供や意思疎通の手段の充実を図る必要があります。
- 障害のある人の消費者トラブルは、障害特性等により、被害に遭っていることに気づきにくい場合や、被害に遭っても自らが問題を抱え込み周囲に相談しない場合があることから、被害が顕在化しにくい、被害拡大につながりやすい等の傾向があります。そのため、障害のある人が消費生活を営む上で必要な支援を適切に行うとともに、トラブルの未然防止や拡大防止に向けた取組を推進する必要があります。

取組

【取組の方向】

障害のある人が、犯罪被害や消費者被害にあわず、安心して生活できる地域を目指します。

(1) 防犯対策の推進

① 防犯対策の推進〔警察本部〕

各種広報媒体を用いた防犯情報の提供や防犯講習等、障害のある人が犯罪被害に遭わないための対策を幅広く実施するとともに、障害のある人からの110番通報に迅速かつ的確に対応するための110番アプリ*138の周知や、手話通訳能力を有する警察職員の配置等に取り組みます。

行政・住民・事業所等が一体となって自主防犯活動に取り組むまちづくりを推進します。

(2) 消費者被害の防止

① 消費者被害の防止〔県民くらし課長〕

障害のある人を対象とした啓発講座等を実施し、消費者被害防止を図ります。

また、県内の消費生活相談窓口*79と地域をつなぐパイプ役となる「くらしの安全・安心サポーター*23」を養成し、障害のある人に対して情報提供や啓発等を行う見守りボランティア活動につなげます。

福祉関係団体、自治連合会や弁護士会等と行政が参画する「奈良県見守りネットワーク」を設置し、消費者トラブルに関する情報提供等を行うとともに、関係団体に対して、毎月「ならこじかつうしん」を送付又はメール配信するほか、中学校・高等学校の教員及び県内で消費者教育・啓発を行っている人向けに講座を開催します。さらに、生徒・学生向けに講座を行う「移動講座」を実施するなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。

4. 災害時における支援の充実

現状と課題

- 支援が必要な人の中には、災害時に必要な情報を入手したり発信したりすることが困難な人、自力での迅速な避難が困難な人、避難生活で一定の配慮が必要な人等がいます。実際に災害が起こったときに必要とする支援は、障害種別や程度によって異なるため、それぞれの障害特性や必要とする支援等に応じた対策を講じることが重要です。令和3年5月には災害対策基本法が改正され、市町村における個別避難計画^{*35}の作成が努力義務化されました。このため県では、市町村の個別避難計画（作成市町村数：③10→⑥25）の作成に向けた支援を実施しており、更に取組を推進する必要があります。
- また同時に、福祉避難所^{*41}ごとにあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを明示して指定する新たな制度が創設されました。災害時に支援が必要な人が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所（未設置市町村数：③5→⑤4）の量的確保や障害特性に配慮した避難所の質的改善が求められており、市町村と連携した取組を推進する必要があります。
- 東日本大震災の教訓のひとつとして、災害時において障害のある人等の要介護者に対する発生直後からの早期対応のあり方、また、避難所等での二次被害（要介護状態・症状の重度化、災害関連死等）の防止に向けた災害時要配慮者の支援体制の整備が求められています。さらに、近年、地震や豪雨などの大規模災害が頻繁に発生しており、災害時の障害のある人等の要配慮者の避難生活における福祉ニーズへの対応がこれまで以上に求められています。

【取組の方向】

災害発生時に、支援が必要な人が迅速に避難するための地域支援体制が構築された奈良県を目指します。

(1) 災害時における支援の充実

① 要配慮者に関する取組の推進

〔地域福祉課長、地域医療連携課長、福祉医療部総務課長〕

災害発生時に、支援が必要な人の安全を守るため、研修等の実施により、市町村における避難行動要支援者名簿^{*137}の定期的な更新や個別避難計画^{*35}の作成を促進するとともに、日頃から地域において支援が必要な人と支援者等が交流して信頼関係を築くことにより、支援が必要な人の所在や状況を把握し、支援が必要な人に配慮した避難支援体制を構築します。

また、障害福祉サービス事業所^{*78}において、災害時に迅速に対応できるよう、非常災害計画が策定されているかを確認し、策定されていない事業所に対しては指導を行います。

令和元年11月に発足した奈良県災害派遣福祉チーム(DWAT)^{*115}の災害時派遣により、高齢者、障害のある人、乳幼児等の要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ります。また、DWATの体制を充実させるとともに、災害時に効果的に活動できるよう研修や訓練を実施するなど平時から災害に備えます。

特に、医療的ケア児者については、人工呼吸器や在宅酸素療法など命に直結する機器を使用し、災害時においても適切な医療的ケア^{*12}の継続が必要であるため、市町村や特別支援学校、病院、医療機器関連業者等と連携・協働しながら、支援の充実に向けた検討を進めます。

② 福祉避難所^{*141}の整備〔地域福祉課長〕

福祉避難所の充実に向け、研修等の実施により、市町村における新たな福祉避難所の指定及び個々の障害特性等に配慮した機能強化の促進に取り組みます。

また、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づいた避難訓練の実施等、市町村における取組を支援します。

③ 災害時のこころのケアの推進〔疾病対策課長〕

災害時の精神科医療の確保に向け、災害派遣精神医療チーム(DPAT)^{*39}の編成及び派遣が迅速に行われるよう、精神科医療機関に協力を求め体制整備を推進するとともに、平常時より関係機関による連絡会議を開催する等、必要な体制整備を図ります。

被災者支援に関わる医師、看護師、保健師、精神保健福祉士^{*92}等の専門職を対象とした研修会を実施し、災害時のこころのケア支援に関する知識や支援技術の向上を図ります。

数値目標

項目	単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
個別避難計画* ³⁵ の作成市町村数	市町村	25	25	29	31	34	36	39
福祉避難所* ¹⁴¹ の設置数	箇所	286	296	306	316	326	336	346
DWAT* ¹¹⁵ チーム員登録者数	人	159	170	172	174	176	178	180

(v) いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり

【目指す方向】

障害のある人が安心して暮らすことができる保健・医療・療育体制を目指します

1. 保健・医療の充実

現状と課題

- 県では、福祉と保健・医療の連携を深めて一体的に施策の推進に取り組んでいるところですが、「奈良県障害者計画改定に向けたアンケート(令和6年1~3月実施)」では、「医療が充実した」「医療と福祉の連携がみられた」とのご意見がある一方で、「専門的な医療施設やサービスが充実していない」との意見も寄せられています。障害のある人やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、医療や医療的ケア*¹²を受けられる体制づくりをさらに進める必要があります。
- 精神障害のある人や家族等からは、精神科病院からの地域移行の促進、アウトリーチ*⁶チームによる支援を行うことのできる体制の整備、家族を含めた地域生活支援、24時間365日の相談支援体制の確立、危機介入チームの設置等を求める声が多く寄せられています。また、令和4年に示された国連の障害者の権利に関する委員会からの懸念項目にも、精神障害者の期限の定めのない入院の継続が挙げられています。治療に結びついていない人に対する保健所による訪問支援の充実や、医療機関による訪問診療の実施、精神科救急医療システム*⁹⁰の適切な運用が必要です。さらに、保健・医療・福祉関係者が地域の課題を共有し、「精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステム*¹⁰⁶」の構築に向けた取組を推進する必要があります。
- 重症心身障害*⁵²のある人や医療的ケア*¹²が必要な人が地域で家族と暮らしていくうえで、介護者の多くが負担感を感じており、日中通える場所等の不足や、緊急時や家族のレスパイト*¹⁵⁶のための受入体制の整備が課題となっています。こうした課題に対応するため、令和3年4月に「奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例」を施行し、身近な地域における支援体制の構築を推進していますが、更なる体制強化に向けて、引き続き、検討を進める必要があります。
- 難病*¹²⁴は、経済的な問題のみならず介護等を要する等、家族の負担が重く、精神的負担も大きい疾患であり、疾患による個別性が高いという特徴があります。国の難病対策の見直しに伴って障害福祉サービスの対象となる疾患が拡大されていることもあり、難病患者等の身体状態や生活状況等を踏まえた支援が行われるよう、在宅サービスの充実が求め

られています。また、家族等の介護者の休息等のためにも、難病患者の安定した療養生活に向けた在宅療養支援関係機関の連携強化が求められています。

- 高齢化の進展に伴い、認知症^{*127}高齢者が増加していく中で、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気となっています。このような中で、認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるようにするためには、自分や身近な人の変化に気づくとともに認知症初期集中支援チームを活用して早期発見・早期診断につなげる必要があります。また、家族の負担を軽減するためには、地域での見守り体制の構築や、認知症介護従事者の養成、グループホーム^{*24}の充実や医療機関との連携等、認知症にかかる医療・介護サービス基盤の整備が求められています。

取組

【取組の方向】

障害のある人が、安心して暮らせるよう、保健・医療の充実と支援ネットワークの構築を目指します。

(1) 保健・医療と福祉の連携強化

① 障害のある人の在宅医療等の支援の充実

[障害福祉課長、地域医療連携課長、疾病対策課長、健康推進課長、地域包括支援課長]

第8次奈良県保健医療計画^{*122}(計画期間:令和6年度~令和11年度)に基づく医療分野における取組と連携し、精神障害のある人、重症心身障害^{*52}のある人、医療的ケア^{*12}が必要な人、難病^{*124}患者及び認知症^{*127}の人に対する関係者の支援ネットワークの構築に向けて取り組めます。

② 障害のある人の歯科医療受診環境の確保 [障害福祉課長、地域医療連携課長]

心身障害者歯科衛生診療所^{*86}において、一般の歯科医院での診療が困難な障害のある人の診療を行うとともに、診療機器の更新・整備を行います。

また、医療情報ネットにより、著しく歯科診療が困難な者(障害のある人等)の歯科治療に対応する歯科医療機関を検索できる体制を確保するほか、在宅歯科医療(訪問歯科診療)を推進するため、在宅歯科医療や口腔ケア指導等を実施する歯科診療所等の紹介などを行う『在宅歯科医療連携室』を設置して、在宅歯科医療を受けたい方、家族等のニーズに応えます。

(2) 精神障害のある人への支援

① 精神科救急医療体制の充実〔疾病対策課長〕

精神疾患の急性発症や症状急変により、速やかに医療の必要がある人に対応するため、夜間・休日における相談・診療体制の充実及び入院病床の確保により、24時間365日の精神科救急医療システム^{*90}の充実に取り組みます。

医療機関等によるアウトリーチ^{*6}においては、時間外にも対応できる多職種チーム^{*102}の設置を目指すとともに、保健所や精神保健福祉相談員、障害福祉サービス事業所^{*78}の相談支援専門員^{*99}、訪問看護ステーションの看護師等との連携強化を図り、アウトリーチ体制の実現に努めます。

② 地域移行・地域定着支援等の充実〔疾病対策課長〕

入院医療中心の精神医療から地域生活を支援するための精神医療体制の構築を目指します。

第8次奈良県保健医療計画^{*122}（計画期間：令和6年度～令和11年度）で精神病床の基準病床数^{*17}を新たに設定したこと等を受け、保健、医療、福祉関係者や市町村による協議の場を設定し、長期入院者の地域移行や、家族同居から自立生活への支援、未治療、治療中断者等への医療・福祉サービスの確保等、精神障害のある人の当事者活動の支援等、精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステム^{*106}の構築に向けて取り組みます。

また、保健所が措置入院^{*100}者等の退院後支援計画を策定し、退院後支援に関わる関係機関とともに支援します。

③ 相談支援体制の構築〔疾病対策課長〕

保健所等の各機関において、精神障害のある人や家族等の事情に対応した、きめ細かな専門相談ができるよう、精神科医師をはじめ各種専門職が、各機関の窓口相談担当者に対して研修を実施すること等により、相談支援体制の強化を図ります。

精神疾患の重篤化を防ぐためには、早期発見、早期対応が重要であり、保健所をはじめ関係機関との連携により、障害のある人とその家族等が相談しやすい体制を整備するとともに、各種研修会を通じ、精神保健福祉従事者のスキルアップを図るとともに県民への積極的な周知や啓発活動を行います。

④ 医療費負担の軽減に向けた支援〔疾病対策課長〕

拡充した精神障害者医療費助成事業^{*91}について、引き続き、制度の円滑な運用を図ります。

(3) 重症心身障害*⁵²のある人や医療的ケア*¹²が必要な人への支援

① 身近な地域における支援体制の構築 [障害福祉課長]

重症心身障害*⁵²のある人や医療的ケア*¹²が必要な人が、身近な地域において生活ができるように、医療的ケア児支援センターの機能を兼ねる奈良県重症心身障害児者支援センターを支援体制の中心に位置付け、保健、医療、福祉、教育等、各分野の関係機関が連携し、地域における支援ネットワークを構築することにより、在宅支援体制の充実を図ります。また、重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人が利用できる障害福祉サービス事業所*⁷⁸等の確保に努めます。

② 重症心身障害*⁵²児者等支援人材の育成 [障害福祉課長]

障害福祉サービス事業所*⁷⁸等の職員を対象に、重症心身障害のある人や医療的ケア*¹²が必要な人の身体状態や生活状況を理解し、支援を行う医療的ケア児等支援者や、関係機関との連携を調整する医療的ケア児等コーディネーター*¹³を養成する研修を実施することにより、地域において重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人を支援することができる人材を育成するとともに、フォローアップ研修等を通して、支援体制及び相談支援体制の充実強化を図ります。

また、保護者の介護負担を軽減するため、レスパイト*¹⁵⁶を行える体制整備に取り組みます。

③ 喀痰吸引等を実施できる介護職員等の養成・確保 [地域包括支援課長]

障害福祉サービス事業所*⁷⁸等における医療的ケア*¹²の提供体制の充実を図るため、喀痰吸引等を行う介護職員等の確保及び技術向上を目的とした研修を実施します。

(4) 難病*¹²⁴患者への支援

① 関係機関の連携強化による支援の充実 [健康推進課長]

難病*¹²⁴患者に対する適切な入院施設を確保するとともに、レスパイト*¹⁵⁶等のため在宅療養が困難となった場合に、一時入院することが可能な病床を確保する等により、患者の安定した療養生活の継続に向けた在宅療養支援関係機関の連携強化に取り組みます。

難病相談支援センター*¹²⁵において、疾患ごとに、県内の専門医による個別相談や、患者団体と連携した難病ピアカウンセリング*¹³⁶、就労相談等を実施しており、国の難病対策の見直しに伴って拡大される疾患への対応等、相談機能の充実に取り組みます。

② 在宅サービス等の利用促進に向けた周知・啓発

[障害福祉課長、地域包括支援課長]

難病*¹²⁴患者等の身体の状態や生活状況等を踏まえた支援が行われるよう、居宅介護*²²や短期入所*¹⁰³等のサービス基盤の充実を図るとともに、サービス管理責任者等研修等を通じて、人材の確保・育成に取り組みます。

難病患者等が必要とするサービスを円滑に利用することができるよう、引き続き、「障害者総合支援法*⁷³」や「児童福祉法」の制度について周知するとともに、障害支援区分*⁶²の審査判定や支給決定に関わる者を対象に、認定調査員*¹³⁰研修や市町村審査会委員*⁴⁵研修等を通じて、難病患者の特徴等の理解促進を図ります。

(5) 認知症*¹²⁷の人への支援

① 正しい知識の普及・啓発 [地域包括支援課長]

認知症*¹²⁷の人や認知機能の低下がある人に対して早期に適切な対応が行われるよう、認知症と思われる症状や早期発見・早期診断の重要性について正しい知識の普及を図ります。

認知症の人やその家族をさりげなく見守る認知症サポーター*¹²⁸の養成を推進し、介護者による交流会や関係者によるネットワーク会議を開催する等、認知症の人やその家族、介護者を地域全体で見守り、支える体制づくりを推進します。

市町村に設置された認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動が充実するよう研修会等を通じて、認知症の人の早期発見・早期診断や医療・介護等が連携した支援体制の構築を推進します。

医療や介護の従事者等を対象とした研修等を通じて、認知症に関わる人材の専門性の向上を図るとともに、認知症サポート医*¹²⁹の養成等を通じて、認知症に係る医療と介護の連携を強化します。

② 介護サービス基盤の整備 [介護保険課長、地域包括支援課長]

認知症対応型グループホーム等、認知症*¹²⁷高齢者に適した介護サービス基盤の整備を推進するとともに、認知症介護に携わる多職種を対象とした研修を実施し、介護技術の向上を図ります。

数値目標

項目		単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
人の 入院中 の地域 移行 の精神 障害の ある	入院後3か月時点の退院率	%	—	69	69	69	69.3	69.5	69.8
	入院後6か月時点の退院率	%	—	84	84	84.5	84.8	85.1	85.4
	入院後1年時点の退院率	%	—	92	92	92	92.3	92.5	92.7
	在院期間1年以上の長期入院患者数	人	—	1,305	1,259	1,213	1,167	1,121	1,075
精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上)		人	—	810	782	754	726	698	670
精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳未満)		人	—	495	477	459	441	423	405
精神障害者の精神病床から退院後、1年以内の地域での平均生活日数		日	—	325.0	325.1	325.3	325.5	325.7	325.9
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置割合		%	41	97	97	100	100	100	100
医療的ケア児等コーディネーター*13 養成研修修了者数		人	166	166	186	186	206	206	226
医療的ケア児等コーディネーター*13 を配置している事業所数		箇所	114	114	119	119	124	124	134
主に重症心身障害*52 児を支援する児童発達支援*49 事業所の設置市町村の割合		%	15.4	15.4	20	40	60	80	100
主に重症心身障害*52 児を支援する放課後等デイサービス*147 事業所の設置市町村の割合		%	17.9	20	20	40	60	80	100
認知症サポート医*129 の養成者数		人	144	—	162	171	180	189	198
認知症サポーター*128 養成数		人	140,252	—	158,800	—	—	—	—
地域生活支援広域調整会議等事業協議会の開催見込み数		回	0	0	1	1	1	1	1
地域移行・地域生活支援事業ピアサポート研修受講者数		人	66	66	70	80	90	100	110
災害派遣精神医療チーム体制整備事業 DPAT*39 隊員登録者数		人	8	8	21	24	27	30	30

2. 子どもへの支援の充実

現状と課題

- 障害や発達遅れのある子どもの支援については、早期から適切な発達支援を受けることで二次障害を防ぎ、子どもの持つ能力が発揮できることにつながります。支援が必要な子どもが適切な時期から療育を受けることができるよう、乳幼児の健康診査（3歳児健診受診率：③93.4%→④91.6%）の適正なスクリーニングや相談指導等を通じて、障害や発達遅れの早期発見に努めています。全ての市町村の乳幼児健康診査において、障害や発達遅れを早期発見するための精度管理が必要です。
- 発達障害^{*132}については、平成18年1月に奈良県発達障害者支援センター^{*133}「でいあー」を設置し、さらに平成31年4月に県内全ての市町村に相談窓口を設置して可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられる体制を整備しましたが、発達障害に対する世間の認知度や関心の高まりにより、発達障害者支援センター及び市町村に寄せられる相談は、増加傾向にあります。引き続き、奈良県発達障害者支援センターが中心となり、相談に携わる職員の人材育成に取り組むとともに、保健・医療・教育・労働・福祉等関係者が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援及び家族等に対する支援をより充実させる必要があります。
- 子どもと家族を中心に、地域の関係者・関係機関が連携して、ライフステージに応じて、切れ目なく必要な支援が行われる地域づくりを進める必要があります。障害のある子どもには、一人一人の発達段階や特性に応じた適切なアセスメントに基づいた支援を提供する体制を整備することが求められています。児童発達支援^{*49}事業所、放課後等デイサービス^{*147}事業所は増加し、身近な地域でサービスを受けることができるようになってきました。今後は、個々のニーズに応じた適切な支援が行き届くために、児童発達支援センター^{*50}等を中核とした地域における障害児支援体制の整備を進めるとともに、地域の事業所における支援の質の向上を図る必要があります。
- 障害のある子どもの就学前教育については、本人の発達の促進や家族の負担軽減、更には障害のある人となない人の相互理解を図る上で、地域の幼稚園や保育所において受け入れるための環境整備が必要です。また、学齢期の子どもについても、放課後や長期休業期間における安全で健やかな居場所を確保するため、県と市町村が連携し、地域の参画を得ながら、放課後児童クラブ^{*146}や放課後子ども教室^{*145}、児童館^{*47}等への受入体制を充実する必要があります。
- 聴覚障害のある子どもについては、早期発見が重要です。また乳児期から個々の障害の状態に応じた切れ目のない支援が求められています。保健、医療、福祉、教育が連携し、聴覚障害のある子どもと保護者に対して適切な支援と情報を提供する必要があります。令和4

年に策定された「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、難聴児本人及びその家族等を支援するため、各都道府県において地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進することが求められています。

取組

【取組の方向】

障害の早期発見により、早期に適切な療育を受け、将来を見据えた切れ目ない支援ができる社会を目指します。

(1) 地域療育体制の充実

① 障害のある子どもへの支援体制の充実 [障害福祉課長]

障害のある子どもとその家族に対し、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を可能な限り身近な地域で提供するための体制の構築を図ります。地域において障害のある子どもへの支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター*50が各圏域に1箇所以上設置されることを基本としつつ、児童発達支援センターが設置されていない圏域及び市町村においても、関係機関の連携のもと、児童発達支援センターが果たす中核的な支援機能と同等の機能を有する体制が整備され、奈良県のどこに住んでいても、子どもと家族が質の高い支援を受けられるよう、県自立支援協議会等から各市町村へ働きかけを行います。

② 地域の障害のある子どもに関わる機関における支援の充実

[障害福祉課長、こども保育課長]

障害のある子どもの受入れ体制充実のため、障害児保育担当保育士の加配により手厚い保育を実施する保育所を支援します。

放課後児童クラブ*146における「インクルーシブ」(障害のある子もいない子も共に生きる)を推進し、専門的・指導的知識を有する指導員を配置する放課後児童クラブを支援します。また、保育所や放課後児童クラブ等において支援が必要な子どもが増えていることから、職員を対象に、障害について必要な理解を深めるための専門的な研修を実施するとともに、人材の確保を支援するため、財源拡充に努めます。

医学的な支援が必要な発達障害*132のある子どもに対し、地域の保育所や放課後等デイサービス*147事業所等に作業療法士や心理師等を派遣し、それぞれの子どもに合った環境調整や支援方法等の指導・助言を行い、早期支援を実施できる地域の支援体制の構築を進めます。

障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援を行う保育所等訪問支援*144等の充実を図ります。

児童発達支援^{*49}事業や放課後等デイサービス事業を実施する事業所や、障害のある子どもの療育・支援に携わる機関の職員等を対象に、障害児療育に関する情報の共有や知識の習得を行う機会を設ける等、県全体の支援の質の向上を図ります。

保育所等に通う聴覚障害のある子どもに対し、それぞれの子どもに合った支援が行えるよう、聴覚障害教育のセンター校である県立ろう学校と連携して支援方法や手話を獲得することができる環境整備等の助言等を行います。

③ 早期発見体制の整備と相談支援機能の充実 [健康推進課長、障害福祉課長]

発達障害^{*132}の早期発見のため、市町村の乳幼児健診事業に対して、県統一問診項目に発達障害のスクリーニング項目を設け、県作成の「奈良県乳幼児健康診査マニュアル（診察編）、（保健指導編）」において適正なスクリーニング実施についての指導・助言を示すとともに、市町村等の関係者の資質向上のための研修を行います。

難聴児の早期発見・早期療育のため、新生児聴覚検査検討会にて医療機関、市町村、療育機関等の関係機関と体制整備を行っています。令和4年度の新生児聴覚スクリーニング検査の受検率は、医療機関で95.3%（②95.3%）、助産所で97.2%（②94.9%）であり、そのうち全ての高度難聴児が療育機関へ繋がっています。

「奈良県新生児聴覚スクリーニング検査の手引き」の周知・啓発や、県立ろう学校での「きこえとことばの研修会」などにより、保健師等専門職の資質向上を図っています。

身体障害者手帳の対象とならない中・軽度の難聴児に対し、補聴器購入費用の一部助成を行うことによって、難聴児の健全な発達を支援します。

地域における身近な療育相談や健康相談等の窓口である保健所や市町村保健センターの専門的な相談機能を充実するとともに、保健師等専門職の資質の向上を図ります。

障害の受容、将来にわたる子どもの生活への心配や不安への対応等、日常生活の中で発達・発育を促すことができるよう、家族の心のケアも含めた支援の充実に取り組みます。

(2) 発達障害^{*132} 児への支援

① 相談支援体制の充実 [障害福祉課長]

奈良県発達障害者支援センター^{*133}において、発達障害^{*132}のある人、発達障害と診断されるには至らないものの社会生活に困りごとを抱えている、いわゆるグレーゾーンと言われる状態の方など複合的な困りごとを抱えている方やその家族等の相談に、保健・医療・教育・労働・福祉等の支援機関と連携しながら確実に対応するとともに、市町村の相談窓口等のスキルアップを支援するため、支援に関わる職員の職種やスキルに応じた研修を行い、人材育成に取り組みます。

また、県全体の発達障害のある人への相談支援体制等の課題及び対応について検討を行うため、奈良県発達障害者支援地域協議会を開催します。

② 家族等への支援の充実〔障害福祉課長〕

家族等が子どもの発達特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切に対応ができるよう、ペアレントメンター*142を養成するとともに、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラムが地域で実施されるよう取り組みます。加えて、市町村が実施する療育教室や保育所等へのペアレントメンターの派遣等、ペアレントメンターとの連携による相談体制の強化により、家族等への支援の充実を図ります。

また、発達障害*132のある人に対する理解を深めるため、県民や企業等を対象とした研修会の開催等、幅広く周知・啓発を行います。

③ 支援ネットワークの構築〔障害福祉課長、疾病対策課長〕

可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、奈良県発達障害者支援センター*133に地域支援マネージャーを配置し、市町村の相談窓口で専門的な立場から助言・支援を行うとともに、地域における支援体制の課題を抽出し、解決が図られるよう取り組みます。併せて、家族、支援者間の情報共有や情報の引継ぎを円滑になされるよう、発達の特性や配慮が必要な内容、これまでの経過等を記載したサポートブック「リンクぷらす」*40の積極的な利用を図り、支援ネットワークを強化します。

また、発達障害*132のある人に対して早期に適切な支援を行うため、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関の把握と公表を行うなど、福祉と医療の連携を進めます。

数値目標

項目	単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
健康診査受診率 (1歳6か月)	%	—	97.5	97.7	97.9	98.1	98.3	98.5
健康診査受診率(3歳)	%	—	95	95.2	95.4	95.6	95.8	96
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の家族支援を実施する市町村数	市町村	—	5	10	15	20	25	30
ペアレントメンター*142による相談会等の件数	件	11	16	21	26	31	36	41
児童発達支援センター*50の設置圏域の割合	%	80	80	80	100	100	100	100
児童発達支援センター*50等による地域の中核的役割や機能強化に取り組む市町村の割合	%	15.4	20	25	30	35	40	45

(vi) 障害特性等に応じた適切な教育の推進

【目指す方向】

地域に根ざし、障害のある子ども一人ひとりの教育ニーズに対応します

1. 特別支援教育*¹¹¹の充実

現状と課題

- 障害のある子ども一人ひとりが、障害特性等に応じ就学前から卒業まで切れ目なく支援を受けられるよう環境の整備が求められています。そのためには、通級による指導を受けている児童生徒や特別支援学級・特別支援学校に在籍している児童生徒だけではなく、すべての障害のある子どもについても、個別の教育支援計画*³⁶や個別の指導計画*³⁷の作成と活用に努め、一人ひとりに応じた指導や支援を組織的かつ計画的に行うことが必要です。
- 誰もが積極的に参加・貢献していくことができる共生社会*¹⁸を実現するため、すべての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育*¹⁴を推進することが重要です。インクルーシブ教育の充実に向けて、すべての子どもが共に学び共に育つことを基本的な考えとする「地域に根ざした教育」を推進する必要があります。学校教育における障害理解の促進も求められており、障害のある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、同世代の子どもとの交流及び共同学習をさらに充実させることが必要です。
- 障害のある子どもの教育に関わる教員の知識や経験の更なる向上が求められていることから、地域の小・中・高等学校等や特別支援学校において、特別支援教育*¹¹¹に関する教員の専門性の向上を図る必要があります。また、小・中・高等学校等の特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校のセンター的機能を強化することも重要です。

【取組の方向】

インクルーシブ教育*¹⁴の充実により、地域に根ざし一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育*¹¹を受けることができる体制を目指します。

(1) インクルーシブ教育*¹⁴の充実

① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

〔特別支援教育推進室長〕

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校のいずれの学びの場においても充実した教育が受けられるよう、組織的な校内体制の構築を進めます。それぞれの学びの場において、在籍する障害のある児童生徒の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の提供ができるよう、特別支援教育*¹¹を充実させていきます。

また、共生社会*¹⁸の実現に向け、交流及び共同学習の機会を設け、学校教育における障害理解の促進に取り組みます。

② 切れ目ない支援体制の充実〔特別支援教育推進室長〕

早期からの相談や情報提供を行い、特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える就学相談の充実を図ります。

また、個別の教育支援計画*³⁶や個別の指導計画*³⁷の作成及び活用を促進するとともに、各計画を確実に引き継ぎ、適切な指導や必要な支援が切れ目なく実施されるよう組織的な校内支援体制の構築を進めます。

(2) 教職員の専門性の向上

① 特別支援教育*¹¹に関する研修の充実〔特別支援教育推進室長〕

学校内での教育支援体制の整備を推進するため、管理職や特別支援教育コーディネーター*¹¹²を対象に研修等を実施します。また、すべての教員に対して特別支援教育の専門性を高めたり、実践力を身に付けたりすることを目指した研修を充実させます。

② 専門家の活用〔特別支援教育推進室長〕

障害特性や発達に応じた支援の充実を図るため、すべての教職員において障害者理解を深めるとともに、言語聴覚士や作業療法士等の資格を有する専門家を活用するなどして、教職員の専門性の向上を図ります。

数値目標

項目	単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
通常の学級に在籍し個別の指導計画* ³⁷ を作成している障害のある児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)の割合	%	96.3	96.5	97	98	99	100	100
特別支援教育* ¹¹¹ に関する校内研修を実施した学校の割合	%	88	90	92	94	97	100	100

(vii) 能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進

【目指す方向】

就労による社会貢献を通じ障害のある人の自立した生活の実現を目指します

1. 雇用の促進

現状と課題

- 障害のある人が就労を通じ自立した生活を送るためには、就労により安定した収入を得ることが重要です。本県の民間企業等における障害者雇用率^{*68}は、全国トップレベル(⑥ 3.00%、全国2位)を維持していますが、障害者雇用促進法^{*67}の改正により、民間企業における法定雇用率が令和6年4月から2.5%に引き上げられ、令和8年7月からは更に2.7%に引き上げられる予定であり、今後も更なる雇用機会の創出など取組の充実を図る必要があります。また、同法の改正により「雇用の質」の向上に向けた事業主の責務が明確化されたことにより、従来の数だけを目標とするのではなく、今後は、障害のある人等の職業能力の開発・向上や、職場で活躍できる環境整備を進めるなど、各職場の状況に応じて「雇用の質」の向上に向けた取組を推進することが求められています。
- 企業規模別の障害者雇用の状況としては、本県では常用労働者数が43.5人以上～100人未満、100人～300人未満の中小企業での雇用率が、全国平均と比べて特に高水準となっています。全国的には中小企業における障害者雇用の取組が遅れていることが課題とされている中、本県では中小企業において障害者雇用に対する理解が進んでいる状況です。障害者雇用促進法^{*67}の改正により、障害者の雇用義務のある対象事業主の範囲が、令和6年4月から常用雇用者数40.0人以上に拡大し、令和8年7月からは更に37.5人以上に拡大される予定であり、今後は新たに雇用義務が生じる事業主に対する支援にも取り組む必要があります。
- 就労を希望する障害のある人が働く実感をつかみ、また、障害のある人を雇用しようとする企業等の障害理解につながる職場実習^{*82}によるマッチングが重要です。職場実習は、障害のある人等にとっては自身の適性を把握し、仕事のイメージをつかむことができ、企業等にとっては障害のある人等を理解する機会となります。また、障害のある人と企業等とのマッチングにより、その後の職場定着につながります。
- 県では、障害福祉課に就労連携コーディネーター^{*61}を配置し、障害のある人のニーズに応じた職場実習^{*82}を実施するため、実習受入企業等の開拓等を行っています(職場実習実

施件数:⑤128件)。今後も引き続き、障害のある人が希望する業種や職種に応じた実習が受けられるよう、実習先の充実が必要です。

取組

【取組の方向】

働くことを希望する全ての障害のある人が、自分の能力を発揮できる仕事に就けるよう雇用の促進に取り組みます。

(1) 職場実習^{*82}の促進

① 職場実習機会の拡大〔障害福祉課長〕

障害のある人の職場実習機会の拡大・充実を図るとともに、それぞれのニーズに応じた職場実習を実施するため、障害福祉課に就労連携コーディネーター^{*61}を配置し、「障害者はたらく応援団なら^{*75}」の登録企業のほかハローワークで求人を行っている企業等への個別訪問を行うなど、職場実習を受け入れる企業等を開拓し、働くことを希望する障害のある人とのマッチングを行います。

(2) 障害者雇用の促進

① 一般企業等における雇用の場の確保〔障害福祉課長、会計局総務課長〕

障害者雇用率^{*68}のさらなる向上を目指して、障害のある人が職場で活躍できる環境を整備するなど「雇用の質」の向上を図るため、「障害者はたらく応援団なら^{*75}」の取組を推進し、職場実習^{*82}の充実、障害理解の促進、職場定着支援等に取り組みます。

就労連携コーディネーター^{*61}が、労働局やハローワークと情報を共有するとともに、法定雇用率未達成企業への働きかけを強化します。

また、「奈良県公契約条例」に基づき、県が行う公契約の相手方の選定において、社会的な価値の勘案基準の一つとして障害者雇用率により加点評価を実施します。

② 農業分野における雇用の場の確保

〔障害福祉課長、担い手・農地マネジメント課長〕

農福連携コーディネーターによる農作業受委託のマッチング支援を推進することにより、農業者側の障害に対する理解を促進し、障害者雇用につなげます。

③ 県における雇用の場の確保 [行政・人材マネジメント課長、人事課長]

県における障害のある人の雇用の拡大に向け、受入体制及び環境の整備を図り、障害のある人の働く場を今後も継続して確保します。

数値目標

項目	単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
障害者雇用率*68	%	3.06	3.0	3.14	3.18	3.22	3.26	3.3
障害者雇用率*68(全国順位)	位	2	2	1	1	1	1	1
福祉施設利用者の一般就労*9への移行人数	人	—	232	244	255	266	277	288
【障害者就業・生活支援センター*71事業】登録者の就職件数	人	158	160	160	160	160	160	160
就労移行支援*56事業利用終了者に占める一般就労*9へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	%	—	50	50	50	50	50	50

2. 就労の継続

現状と課題

- 障害のある人の障害の程度や状況は人により様々です。障害のある人が安心して働き続けるためには、短時間の就労や業務内容、職場環境の調整等、事業主が雇用する障害のある人の障害のことを理解し、様々な配慮を行う必要があります。
- 厚生労働省が行った調査によると障害のある人の職場定着率は低く、1年後には3分の1から2分の1の人が離職しています。特に精神障害のある人は、定着率が低くなっています（1年後定着率：身体障害60.8%、知的障害68.0%、精神障害49.3%）。一旦離職しても、再度の就職がしやすい環境づくりを推進する必要があります。
- 圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センター^{*71}では、個々の障害のある人の就職や、職場への定着促進に向け、就業面と生活面をあわせた支援に取り組んでいます。障害者就業・生活支援センターの登録者数は、年々増加しています。障害のある人が長く働き続けるためには、障害者就業・生活支援センターを中心に、障害のある人が働く職場、就労連携コーディネーター^{*61}、特別支援学校、ハローワーク、障害者職業センター、障害福祉サービス事業所^{*78}等関係機関が連携した個別の支援に引き続き取り組む必要があります。

取組

【取組の方向】

就労する障害のある人が、安心して働き続けることができるための定着支援に取り組みます。

(1) 総合的な就労支援

① 「障害者はたらく応援団なら^{*75}」の活動推進 [障害福祉課長]

奈良労働局^{*123}と共同で運営する「障害者はたらく応援団なら」の取組として、障害者雇用推進フォーラムや意見交換会の開催、職場実習^{*82}の充実、障害理解の促進、職場定着支援等、官民が一体となって一般企業等への障害者就労を支援します。

② 職場定着支援の充実 [障害福祉課長]

障害のある人が安心して働き続けることができるよう、障害者就業・生活支援センター^{*71}やハローワーク、障害者職業センター等、障害のある人の就労を支援する各機関が密接に連携し、就

業に伴う日常生活や社会生活に必要な支援等、個別のニーズに応じた職場定着支援を実施します。

また、障害のある人を雇用する一般企業等に対し、まほろばあいサポート運動^{*150}の取組や、職場における情報保障など様々な障害に応じた合理的配慮^{*32}の提供について周知し、障害のある人が長く働ける環境づくりを支援します。

③ 障害特性に応じた職場訓練の推進 [人材・雇用政策課長]

障害特性に応じた就労支援及び多様な職業への就職機会の確保を図るため、様々な職種に対応できる訓練を行うことにより就労につなげていきます。

就職又は雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図るため、高等技術専門学校において知的障害のある人を対象とした職業訓練（販売実務科）及び障害者委託訓練^{*8}を実施します。

数値目標

項目	単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
高等技術専門学校における職業訓練（知的障害者）の受講者の就職率	%	85.7	100	100	100	100	100	100
就労定着支援 ^{*60} 事業の利用者数	人	—	124	132	140	148	156	164
就労定着支援 ^{*60} 事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	%	—	25	25	25	25	25	25

3. 福祉的就労^{*140}への支援

現状と課題

- 就労移行支援^{*56}事業所、就労継続支援事業所(A型^{*57}・B型^{*58})等、県内の就労系サービス事業所は増加しています(事業所数:②255箇所→⑥323箇所)。引き続き、一般就労^{*9}が困難な人の地域生活を支えるため、また、働くことによる生きがいの充実に取り組む必要があります。
- 本県の就労継続支援事業所(B型)^{*58}で働く障害のある人が受け取る工賃^{*29}の1人あたりの平均月額、令和4年度で18,056円となっており全国平均(④17,031円)を上回るとともに、目標(④18,000円)を達成することができました。今後も引き続き、障害のある人の自立した地域生活の実現を目指し、更なる工賃向上を図るための取組が必要です。
- 近年、人手不足の農業分野と障害のある人の活躍の場を求める福祉分野が連携してそれぞれの課題に対応する「農福連携」の取組が全国的に進められています。障害者就労支援施設による農業や農産物の加工の取組を進めるためには、農業に関する知識・経験のある人材の不足や適当な農地の確保などの課題があります。
- 「障害者優先調達推進法^{*76}」が施行され、国のみならず県や市町村においても、障害のある人の工賃^{*29}向上及び自立の促進を図るため、障害者就労施設等が供給する物品・サービス等の積極的な調達が進められています。県では、毎年目標を定めて全庁的な優先調達に取り組んでおり、調達実績額は年々増加傾向です(①30,649千円→⑤38,034千円)。今後も引き続き、県内市町村等も含めた県全体で更なる優先調達の拡大を図るための取組が必要です。

【取組の方向】

官民が一体となった取組を推進し、事業所の経営力強化を図ることによって、障害者就労支援施設等で働く人の工賃*²⁹ 向上を目指します。

(1) 福祉的就労*¹⁴⁰ の場の確保

① 売れる商品づくりの推進 [障害福祉課長]

商品の品質向上と販路拡大、一般市場での流通を目指し、販売会やイベント、カタログ等を活用した事業所商品のPRに取り組みます。

専門家や企業等と連携し、魅力的な商品づくりに積極的に取り組む事業所を支援します。

② 農福連携の推進 [障害福祉課長、担い手・農地マネジメント課長]

農業に取り組む障害福祉サービス事業所*⁷⁸に対し、農業技術や農産物の加工、販売に係る指導・助言を行う専門家を派遣するとともに、農業分野における販売会を実施することにより、販路の拡大を図ります。また、農福連携コーディネーターによる農作業受委託のマッチング支援を推進します。

(2) 優先調達²⁹の推進と工賃²⁹の向上

① 優先調達の推進 [障害福祉課長]

障害者就労施設等の提供する物品やサービスの優先調達にあたっては、毎年度「奈良県障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針*¹¹⁷」を定め、「地方自治法施行令」に規定する特定随意契約*¹¹⁰を活用し、積極的に推進します。

事業所において提供している商品・サービス等の情報発信を充実させるとともに、近年のIT分野の進展等も踏まえて、ニーズの掘り起こしを行います。また、発注側と受注側が情報交換等を行う場を設け、双方のニーズを確認することでマッチングにつなげるなど、さらなる優先調達の拡大を図ります。

② 工賃*²⁹ 向上に向けた取組 [障害福祉課長]

工賃向上に取り組む事業所の販売機会を確保・新規開拓するとともに、販売会等の機会を捉えて、事業所の販売力強化に向けた支援を行います。

事業所が企業経営的な手法を習得し、工賃向上に対する意識向上を図るために、事業所のニーズに沿った支援を行います。また、共同受注窓口との連携を強化するとともに、共同受注窓口の活用事例等の周知に努めます。

数値目標

項目	単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
月額平均工賃*29	円	24,696	25,800	26,400	27,100	27,700	28,400	29,100
年間工賃*29 支払総額	百万円	625	675	725	775	825	875	925
障害者就労施設等からの物品等の調達額	百万円	39	40	41	42	43	44	45

(viii) 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり

【目指す方向】

障害のある人の様々な社会活動への参加による自己実現を支援します

1. 情報アクセシビリティ*⁸⁰の推進

現状と課題

- 令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」や令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人が当たり前に必要な情報を取得できる環境づくり(情報保障)が求められています。
- 障害のある人の自立や社会参加を進める上で、全ての人が平等、円滑に情報を入手し、共有することができるよう、障害の特性に応じた情報伝達手段を確保することが重要であることから、情報アクセシビリティ*⁸⁰の向上を推進する必要があります。
- 社会のあらゆる場面で情報通信技術(ICT)が浸透しつつあります。こうした新たな技術を用いた機器やサービスは、社会的障壁の除去につながる可能性もあります。障害のある人の移動の支援や情報の提供を行う場合等、様々な場面でアクセシビリティに配慮したICTをはじめとする新たな技術の活用について検討を行い、活用が可能なものについては導入の検討を行う必要があります。
- 障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うためには、意思疎通支援を担う人材の確保が必要ですが、手話通訳者や要約筆記*¹⁵⁴者等の登録者数は伸び悩んでいます。意思疎通支援を担う人材の育成や確保等の取組を通じて、意思疎通支援の充実を図る必要があります。
- 平成29年に施行された「奈良県手話言語条例」に基づき、手話の普及や手話を利用しやすい環境整備等に取り組んでいるところですが、今後も引き続き、手話を必要とする人が円滑に意思疎通できるよう、さらなる普及・啓発、環境整備が必要です。
- 県政広報については、広報誌「県民だより奈良」の点字版や音声版の発行、県政ニュース番組「県政フラッシュ」への字幕放送の導入等に取り組んでいます。障害のある人を含め、誰もが利用しやすい広報が求められる中、より一層、県政広報のアクセシビリティ向上に努めていく必要があります。

【取組の方向】

障害のある人自らの決定に基づき社会活動に参加できるように意思疎通支援を担う人材の養成・確保を行います。また、障害の有無を問わず情報が得られるよう障害特性に応じた情報提供・情報保障の充実を目指します。

(1) 意思疎通支援の充実

① 情報アクセシビリティ*⁸⁰の向上及び意思疎通支援の充実

〔障害福祉課長〕

障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、手話通訳者等の配置を進めるほか、ヒアリンググループ等の情報支援機器の配備や、災害時も含めた情報通信技術（ICT）を始めとする新たな技術の活用を検討し、可能なものについて導入を進めます。

障害のある人の意思疎通支援に関するICT機器の利用機会の拡大や相談支援等を行います。電話リレーサービス等の公共インフラの利用について、普及・啓発を行います。

② 意思疎通支援を担う人材の養成・確保〔障害福祉課長〕

手話通訳者、要約筆記*¹⁵⁴者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向けの意思疎通支援者の養成研修を実施します。また、登録されている手話通訳者等のスキルアップを目的とした研修会を実施する等、意思疎通支援の質の向上を目指します。

視覚障害者福祉センター*⁴¹において、点訳・音訳奉仕員の養成・研修等を実施します。

③ 市町村の取組に対する支援〔障害福祉課長〕

市町村が行う意思疎通支援事業*⁷（地域生活支援事業*¹⁰⁴）が、正確な意思疎通を担保できる意思疎通支援者により行われるよう助言や情報提供等の必要な支援を行います。

(2) 情報保障の充実

① 障害特性に応じた情報保障の充実〔障害福祉課長〕

聴覚障害のある人について、県が主催するイベントや講演会において手話通訳者や要約筆記*¹⁵⁴者を配置し、情報保障に努めます。引き続き、知事定例記者会見や県議会中継において手話通訳者を配置するとともに、障害福祉課内に手話通訳者を配置し、聴覚障害のある来庁者への情報保障を行います。

県が作成するパンフレット等の印刷物について、視覚障害のある人には、点字や音声コード等により、知的障害のある人には平易な言葉・ルビ・絵・図表等によりわかりやすく表現するよう努めます。

視聴覚障害者情報提供施設において、視覚や聴覚に障害のある人に対して、ニーズに応じた情報提供等を行います。

障害者団体等の会議、研修、講演等における意思疎通支援者の派遣を行います。また、聴覚障害者支援センター*107に手話通訳者、要約筆記者や盲ろう者向け通訳・介助員を配置し、聴覚障害のある人への情報提供を行います。

災害や事故等の非常時において、聴覚障害のある人が、必要な情報を速やかに取得し周囲の状況を把握できるよう、事業者等に対し情報保障の大切さの理解を進めます。

② 県政広報の充実〔広報広聴課長〕

県政広報においては、引き続き、広報誌の点字版や音声版の発行、字幕付き放送をはじめ、テレビ・ラジオ・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報提供の充実に取り組むとともに、障害のある人や高齢者への配慮を進め、アクセシビリティの維持・向上に取り組みます。

③ 読書バリアフリーの推進〔障害福祉課長、文化振興課長〕

障害のある人が情報支援機器の使用方法を学ぶ機会を創出するとともに、展示会を開催するなどして情報支援機器の普及促進を図ります。

図書館において、大活字図書、CDブック、デイジー図書（録音図書）の利用を促進するとともに、対面朗読室や音声出力装置、点字プリンターおよび拡大読書器の提供や、来館せずとも図書館の図書や雑誌を借りられる郵送貸出を引き続き行います。また、来館者が資料や情報によりスムーズにアクセスできるよう、引き続き環境整備に努めます。さらに、国立国会図書館やサピエ図書館のインターネットサービスを活用し、音声データの提供を促進します。

視覚障害者福祉センター*41において、点字図書や録音図書の製作・貸出、対面朗読の実施、本や資料等の点訳・音訳を行うことにより、引き続き視覚障害のある人への情報提供を行います。

数値目標

項目	単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
手話通訳者数	人	134	137	140	143	146	149	152
要約筆記* ¹⁵⁴ 者数	人	51	54	57	60	63	66	69
盲ろう者向け通訳・介助員数	人	57	60	63	66	67	70	73
失語症者向け意思疎通支援者養成数	人	49	64	79	94	109	124	139
点訳・音訳奉仕員数	人	234	244	254	264	274	284	294
手話通訳者・要約筆記* ¹⁵⁴ 者派遣事業 実利用見込み件数(手話通訳者)	件	724	727	730	735	740	745	750
手話通訳者・要約筆記* ¹⁵⁴ 者派遣事業 実利用見込み件数(要約筆記者)	件	117	120	125	130	135	140	145
盲ろう者向け通訳・介助員数派遣事業 実利用見込み件数	件	259	260	265	270	275	280	285

2. スポーツ・文化芸術活動等の充実

現状と課題

- 障害のある人もない人も参加できるスポーツイベント等を開催し、だれもが一緒にスポーツを楽しむことができる機会の創出に努めています。今後も、障害の有無にかかわらず、県民が交流できる機会をつくり、スポーツを通じた共生社会*¹⁸を目指します。また、障害者スポーツの現状を把握し、取組を充実させていくことにより、障害者スポーツの活性化を図ります。
- 令和13年に全国障害者スポーツ大会*⁷²が奈良県で開催されることもあり、障害者スポーツの活性化など機運醸成が求められています。
- 文化芸術活動については、障害のある人の幅広い社会参加の促進や余暇活動の充実に加え、障害のある人とない人との交流を促進することが重要です。県では平成29年度に「全国障害者芸術・文化祭」と「国民文化祭」を全国で初めて一体開催しました。平成30年度からも「奈良県障害者大芸術祭」と「奈良県大芸術祭」を一体開催しており、令和3年度には「奈良県みんなでのしむ大芸術祭(みん芸)」に名称を一本化し、毎年9月から11月まで開催しています。また、「障害者作品展*⁶⁹」も開催しています。しかし、障害のある人が地域で文化芸術活動に参加できる場所が少ないこと及び文化芸術活動を指導できる人材が不足していることが課題となっています。

取組

【取組の方向】

障害のある人もない人も、ともにスポーツや文化芸術活動に取り組み、地域でスポーツ・文化芸術に参加できる環境をつくり、気軽に参加できる機会の充実を目指します。

(1) スポーツ活動の充実

① スポーツを通じた共生社会*¹⁸の実現[障害福祉課長]

障害のある人もない人も、ともに参加してスポーツを楽しむことにより相互の交流を深め、障害者スポーツへの理解を促進するため、奈良県障害者軽スポーツ大会や幼い頃から障害者スポーツに親しんでもらうための子どもを対象とした実技体験など、障害の有無にかかわらず参加できるイベントを開催します。また、総合型地域スポーツクラブ等において障害のある人もない人も一緒に活動できるプログラムを実施するなど、スポーツを通じた共生社会の実現につなげます。

② スポーツに取り組む機会の充実 [障害福祉課長]

障害のある人が、障害の種別や程度にかかわらず、健康づくりやスポーツに取り組める健康教室やスポーツ体験等の開催やその情報発信、奈良県障害者スポーツ大会*72の開催、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣などを行い、障害者の社会参加の促進及びスポーツに取り組む機会の充実を図ります。

また、令和13年に奈良県で開催される全国障害者スポーツ大会においても、1人でも多くの障害のある人が参加していただけるように、指導者の養成や障害者スポーツの普及・啓発などを進めます。

さらに、県民の障害理解の促進につなげるため、本大会に参加する障害のある人が競技に取り組む姿等を発信していきます。

③ 障害のある人がスポーツを楽しむことができる環境づくり [障害福祉課長]

障害のある人が身近な地域でスポーツを楽しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ等による障害者スポーツの取組を支援するとともに、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の促進や障害者スポーツ用品の貸出など、障害のある人が身近な地域で、日常的かつ継続的にスポーツができる環境づくりを進めます。

また、障害者スポーツをとりまく現状を把握し、取組を充実させていくことにより、障害者スポーツを楽しむ環境づくりに努めていきます。

④ 障害者スポーツを支える人材の育成 [障害福祉課長]

奈良県障害者スポーツ協会や奈良県障害者スポーツ指導者協議会と連携して、引き続き、障害のある人がスポーツを行う際に、それぞれの特性を理解し、障害の種別や程度に応じた技術的な指導・助言を行うことができるスポーツ指導者の養成、指導力の向上、市町村等への派遣など活用を図っていくとともに、学生など若い世代にも広く呼びかけ、次世代の担い手確保に努めます。

また、日本パラスポーツ協会と連携して、障害者スポーツボランティア人材バンク・スポーツボランティア登録制度の運営や障害者スポーツ指導員養成講習会の開催など、障害のある人の運動・スポーツへの参加を支援する人材の確保・育成・資質の向上を図るとともに、その活動を支える体制の充実を進めます。

(2) 文化芸術活動等の充実

① 文化芸術活動等に参加する機会の充実 [障害福祉課長]

障害のある人の文化芸術活動の発表の場として、「奈良県みんなでのしむ大芸術祭」で多くの方に参加していただくとともに、障害のある人とない人の交流の機会を増やします。「奈良県障害者芸術文化活動支援センター」を設置し、奈良県の障害者芸術文化活動(美術・演劇・音楽等)の更なる振興を図ることを目的として、地域における障害者および団体等の文化芸術活

動を支援します。また、県内から広く募集した作品を展示する障害者作品展*69の開催等により、障害のある人の文化芸術活動や余暇活動への参加を促進します。

② 県立文化施設における取組の充実〔施設所管課長〕

県立文化施設では、来館者に優しい動線の確保、障害者用駐車場・トイレの整備等の施設のバリアフリー化や情報提供、観覧料の減免等を行います。

数値目標

項目	単位	R5 年度 (実績)	R6 年度 (実績見込)	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
障害者スポーツ大会*72参加者数	人	542	557	572	587	602	617	632
障害者作品展*69出展者数	人	1,687	1,545	1,850	1,865	1,880	1,895	1,910

3. 計画の推進体制等

計画の実効性を確保するための仕組み（計画の推進体制とPDCAサイクル）を構築するとともに、目標と責任を明確化します。

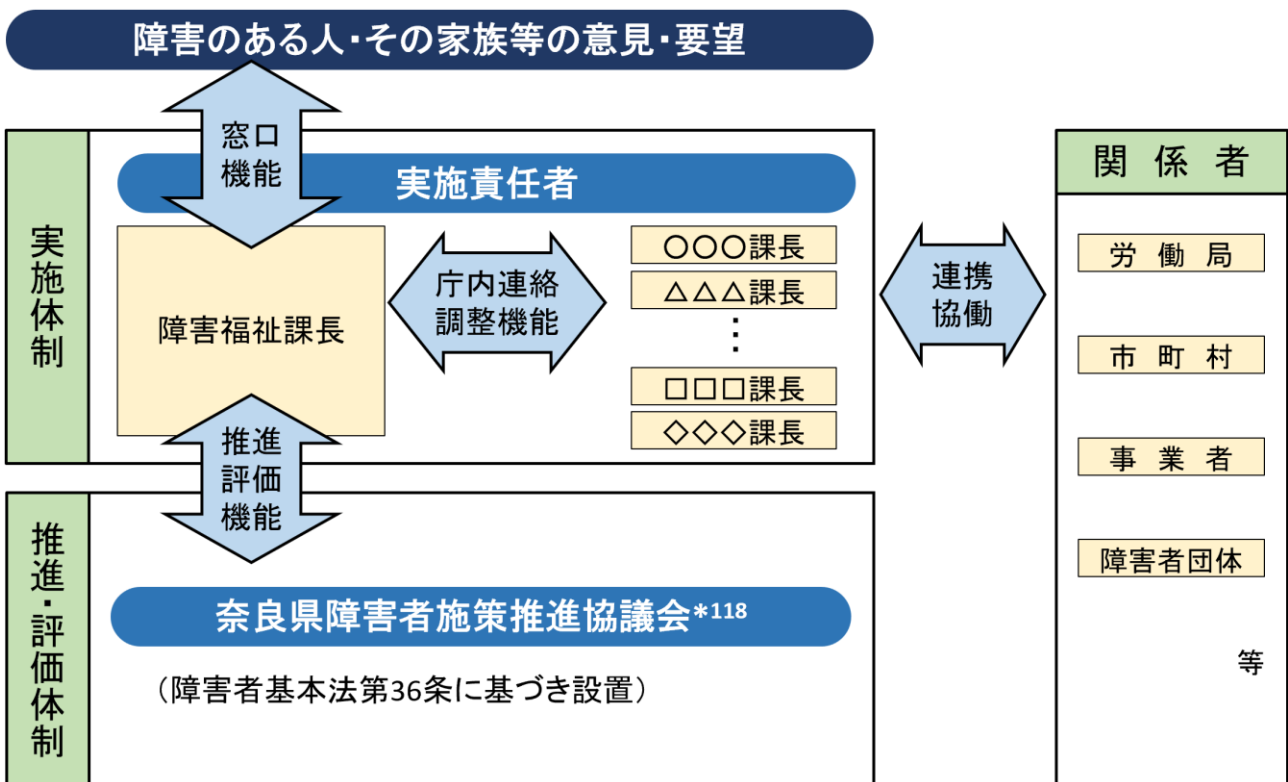
(1) 計画の推進体制・PDCAサイクルの構築

- ・障害福祉課によるコーディネート機能を明確化、実施責任者による取組を実施、推進体制の構築、関係者との連携・協働 等

(2) 目標と責任の明確化

- ・施策の柱ごとに目標を明確化
 - ①奈良県の目指すべき姿を設定（定性的目標）
 - ②数値目標を設定（定量的目標）
- ・目標の実現に向けた取組及び実施責任者を明確化

《計画の推進体制》



《PDCAサイクル》



